

府中町国土強靱化地域計画

令和8年8月
府 中 町

目次

第1章 計画改定の趣旨・位置づけ	1
1-1 計画改定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 計画期間	2
1-4 強靱化の目標	2
(1) 基本目標	2
(2) 事前に備えるべき目標	2
第2章 当町の実情	3
2-1 府中町の概況	3
(1) 地理的・自然的条件	3
(2) 人口推計	5
(3) 公共施設	5
2-2 想定する自然災害	6
(1) 想定する災害リスク	6
(2) 風水害に関する被害想定	7
(3) 地震に関する被害想定	10
2-3 府中町における近年の主な防災・減災の取組	17
(1) 庁内体制の整備	17
(2) 町民への啓発・活動の助成	17
第3章 リスクシナリオと施策分野の設定	19
3-1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	19
3-2 施策分野の設定	22
(1) 個別施策分野	22
(2) 横断的分野	22
第4章 脆弱性の評価とリスクへの対応方策	23
4-1 脆弱性の評価とリスクへの対応方策	23
(1) 脆弱性の評価と施策の整理	23
(2) 強靱化に対する指標	46
4-2 重点化する施策	50
(1) 重点化の考え方	50
(2) 重点化施策	51
第5章 計画の推進	52
5-1 計画の推進体制	52
5-2 計画の推進と進捗管理	52
5-3 計画の見直し	52
参考編	
◇用語解説	53

第1章

計画改定の趣旨・位置づけ

1-1

計画改定の趣旨

我が国においては、今後、南海トラフ沿いでの大規模な地震や首都直下地震、火山の噴火等による大規模な自然災害の発生が懸念されているところである。国は、こうした大規模な自然災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を保護する取組を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行した。

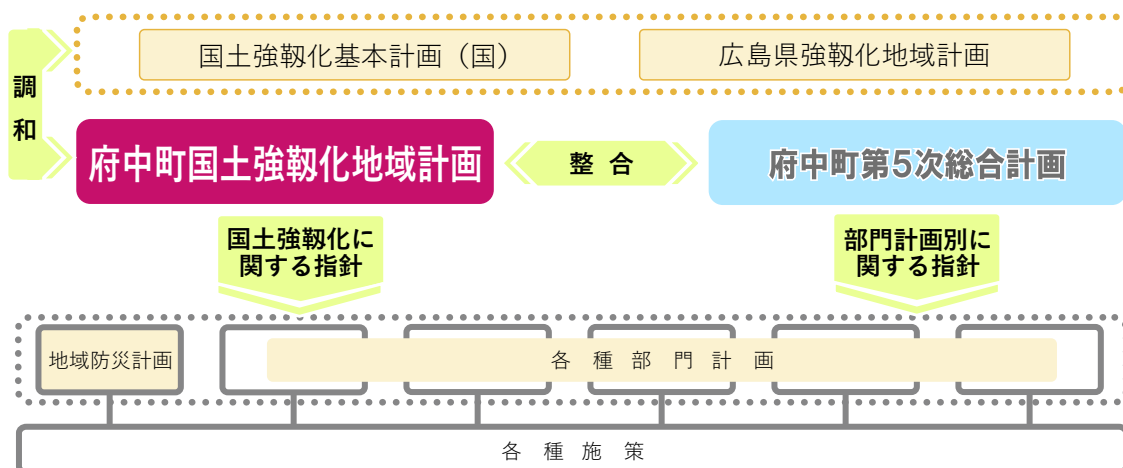
令和3年に「府中町国土強靱化地域計画」を策定し、災害に強いまちづくりを進めてきた。このたび、計画期間の満了を迎えることから、計画期間中に改定された国及び県の計画と整合を図りつつ、当町が抱える災害リスクと脆弱性を改めて評価し、強靱化の取組を一層推進することを目的として、「府中町国土強靱化地域計画」を改定する。

1-2

計画の位置づけ

本計画は、「国土強靱化基本計画」（以下、「国の基本計画」という。）及び「広島県強靱化地域計画」（以下、「広島県の地域計画」という。）との調和を図りつつ、当町の町政の基本方針である「府中町第5次総合計画」（以下、「第5次総合計画」という。）とも整合を図りながら策定する。

また、「府中町地域防災計画」や各種部門計画における強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けるものである。



1-3

計画期間

本計画が対象とする期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とする。

1-4

強靱化の目標

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第14条に基づき、国の基本計画と調和を保つ必要があることから、府中町国土強靱化地域計画の目標については、国の指針に従い、国の基本計画における目標に即して次のとおり設定する。

(1) 基本目標

大規模自然災害発生後における適切な対応のための防災・減災の取組方針として、「基本目標」を次のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

(2) 事前に備えるべき目標

大規模自然災害で想定されるリスク（2-2.想定する自然災害を参照）に対し、「基本目標」の達成に必要な「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する



第2章

当町の実情

2-1

府中町の概況

(1) 地理的・自然的条件

ア.位置

当町は広島県南西部に位置し、広島市中心部の東4kmにある。北端は広島市東区馬木町から南端は同南区東青崎町と東端は同安芸区畑賀町から西端は同東区矢賀新町に接している。町域は北東から南西方面に細長く伸びており、最長5.75km、最大幅2.75km、その面積は10.41km²で広島県の面積(8,479.61km²)の約0.12%を占めている。



図2-1.1 位置図

イ.地勢

土地は全般的に南西に傾き、山岳部分は町域の約43%で、東半分を呉娑々宇山地が連なり、北から南に徐々に海拔高度を下げ、平野は南部に開けている。

町の北部から東部にかけて、標高592mを最高に200m内外の丘陵地帯が連なり、昭和30年代以降その丘陵地も団地開発が進み、その数20数カ所におよび急激な変容をなしている。

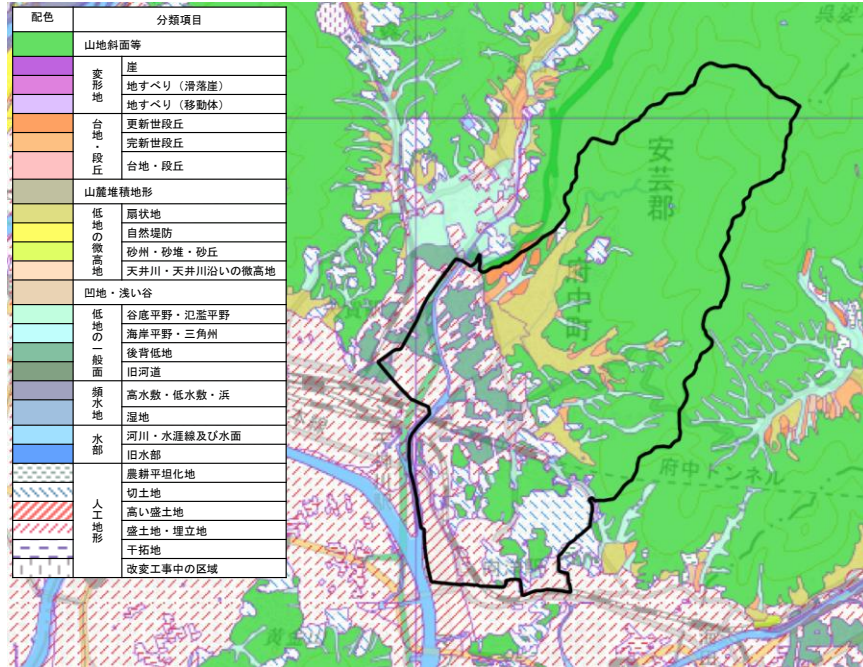


図2-1.2 地勢図

ウ.地質

当町の山地は、中国山地の分岐で、古世代または中世代の水成層が北西より南西に押し出され、大気流水の作用で浸食された土地が流動して新生土を構成している。山地、丘陵は大部分が花崗岩であるが極めて粗弱のため、風化作用による侵食が著しく、当該侵食地では土壌層が浅いため、樹木の根張りが浅く、保水能力が低くなっている。

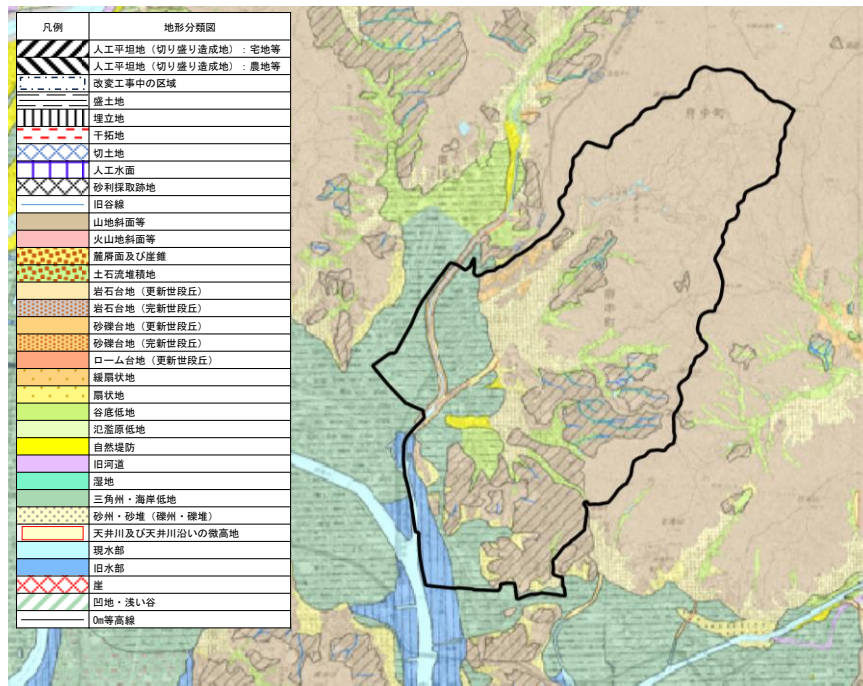


図2-1.3 地質図

(2) 人口推計

当町の人口は、平成2年の国勢調査で5万人を突破して以来、現在も5万人規模を維持しているが、令和4年4月の52,935人をピークに減少傾向にあり、令和7年時点では52,014人となっている。

「第5次総合計画」が掲げる『みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう』の実現に向けた取組を推進し、令和17年の推計人口51,500人を目標として、人口規模の維持を図る。

(3) 公共施設

ア. インフラ資産の現状

当町が管理するインフラ資産は、橋梁が51橋、道路が712路線（総延長117km）、下水道管が延長134.1kmである。

国が老朽化の目安としている建設後の経過年数（約50年）と照らし合わせると、橋梁については、架設後50年以上経過しているものが全体の約53%を占めている。下水道管については、設置後50年以上経過している管渠は存在しないが、道路陥没リスクが高まる30年を経過した管渠が36%となっている。道路については、舗装路面のひび割れにより補修を要する※区間が全体の約13%となっている。

今後も経過年数による劣化が進行することから、定期的なインフラ資産の点検・改修が必要となる。

※舗装路面の補修を要するのは、ひび割れ率40%以上で必要と判断される

表2-1.1 舗装路面の劣化の状況（令和5年3月時点）

	延長 (m)	MCI				ひび割れ率(%)					わだち割れ量(mm)				
		～3	3～4	4～5	5～	0～10	10～20	20～30	30～40	40～	0～10	10～20	20～30	30～40	40～
延長	120,994	16,342	22,131	28,835	53,686	44,899	31,374	18,203	10,843	15,675	92,500	21,504	4,911	1,399	680
割合	-	13.5%	18.3%	23.8%	44.4%	37.1%	25.9%	15.0%	9.0%	13.0%	76.5%	17.8%	4.1%	1.2%	0.6%

イ. ハコモノ資産の現状

当町のハコモノ資産（建物）は、町有建築物が41施設（棟数95棟）あり、「府中町公共施設等総合管理計画」において施設類型ごとの管理方針が策定されている。また、「維持保全計画（建築物）」において、雨漏り状態や外壁のひび割れなどの劣化が著しく改修が必要な建築物（劣化度d+及びd++）が約3割となっており、今後も経過年数による劣化が進行することから、各建築物に応じた定期的な点検・改修が必要となる。

2-2

想定する自然災害

(1) 想定する災害リスク

本計画において想定する災害リスクは、当町の地理的・自然的条件、都市構造の特性、過去において発生した災害の態様を勘案し、下表の大規模災害発生に起因するリスクを想定する。

表2-2.1 想定する災害リスク

風水害(台風・豪雨など)		地震	
ア	土砂災害(がけ崩れ・土石流)	ア	揺れによる建物の倒壊
イ	河川氾濫による浸水(洪水)	イ	液状化
ウ	高潮による浸水	ウ	津波による浸水
エ	ため池等の決壊	エ	地震による火災

本計画は、大きな被害が想定される台風や豪雨等による風水害や南海トラフ巨大地震等について、次項より被害想定を行う。なお、地震を始め、台風や豪雨等は自然現象であり、想定を超える被害が発生する可能性がある。

表2-2.2 府中町に甚大な被害をもたらした水災害(平成時代での発生状況)

年月日		災害の概要	摘要
平成元年	7月12日~13日	大雨 林道一部路肩崩壊 道路一部損壊、床下浸水(17戸)	災害復旧工事9,026千円 総降雨量99.0mm、1時間最大雨量24.5mm
	11月8日	大雨 床下浸水(117戸) 床上浸水(1戸)	降雨量70.5mm、1時間最大雨量27.0mm
平成2年	8月22日	大雨 床下浸水(2戸)	総降雨量87.5mm、1時間最大雨量29.0mm
	6月13日~14日	大雨 床下浸水(18戸)	総降雨量92.0mm、1時間最大雨量34.0mm
	7月4日~5日	大雨 床下浸水(2戸)	総降雨量150.0mm、1時間最大雨量31.0mm
平成3年	9月27日	台風(19号) 床下浸水(15戸) 公共施設損傷、負傷者(3人)	最大瞬間風速58.9m/s、総雨量4.5mm
平成5年	9月2日~4日	台風(13号)	災害(警戒)本部設置、総降雨量78.0mm 避難所開設(避難者26名)、災害復旧工事13件
平成16年	9月7日	台風(18号) 強風 半壊(4件)、一部損壊(162件) 公共施設損傷	災害対策本部設置 自主避難(2世帯5人) 最大瞬間風速60.2m/s、総雨量39.0mm
	9月29日	台風(21号) 負傷者(1人)、一部損壊(1件)	災害(警戒)本部設置、総雨量56.0mm
	10月29日	台風(23号)、土砂崩れ(1箇所)	災害(警戒)本部設置、総雨量59.0mm
平成30年	7月6日~7日・10日	平成30年7月豪雨 公共施設損傷 土砂災害(27箇所)、浸水害(榎川越水) 住家等被害(135件)、 企業・店舗等の被害(6件)	災害(非常)本部設置 総雨量431.0mm、1時間最大雨量65.0mm 避難者累計(2,258人)

出典:府中町地域防災計画 付属資料(令和7年6月)



表2-2.3 府中町に甚大な被害をもたらした地震災害（平成時代での発生状況）

年月日	地震名	マグニチュード	被害の概要
平成11年7月6日	広島県南東部	4.5	負傷者1名（震度4） 物的被害なし（広島県調べ）
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	震源近傍では震度6弱～6強となり、鳥取県を中心に負傷者182名、住家は全壊435棟、半壊3,101棟、一部損壊18,544棟等の被害。また、延べ17,402戸が停電し、各地で断水などの被害（内閣府（2003）） 広島県では強いところで震度4となり県内で住家6棟が一部破損した（広島県調べ）
平成13年3月24日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度6弱となり、死者1名、重軽傷者193名、住家の被害は、全壊65棟、半壊688棟、一部損壊36,545棟の被害が発生した。（広島県調べ）
平成18年6月12日	伊予灘	4.7	負傷者4名（重傷1名、軽傷3名）、住家一部損壊2棟（広島県調べ）
平成23年11月21日	広島県北部	5.4	負傷者2名（震度5弱）（広島県調べ）
平成26年3月14日	伊予灘	6.2	負傷者1名（震度5弱）、住家一部損壊32棟、非住家6棟

出典：府中町地域防災計画 付属資料（令和7年6月）

（2）風水害に関する被害想定

ア．土砂災害による被害

当町における土砂災害については「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されている。

表2-2.4に町内の土砂災害警戒区域等の指定区域数を、図2-2.1に分布図を示す。

表2-2.4 土砂災害警戒区域等の指定区域数

区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	57箇所	51箇所
土石流	26箇所	21箇所
地すべり	0箇所	0箇所
計	83箇所	72箇所

出典：府中町地域防災計画 付属資料（令和7年6月）

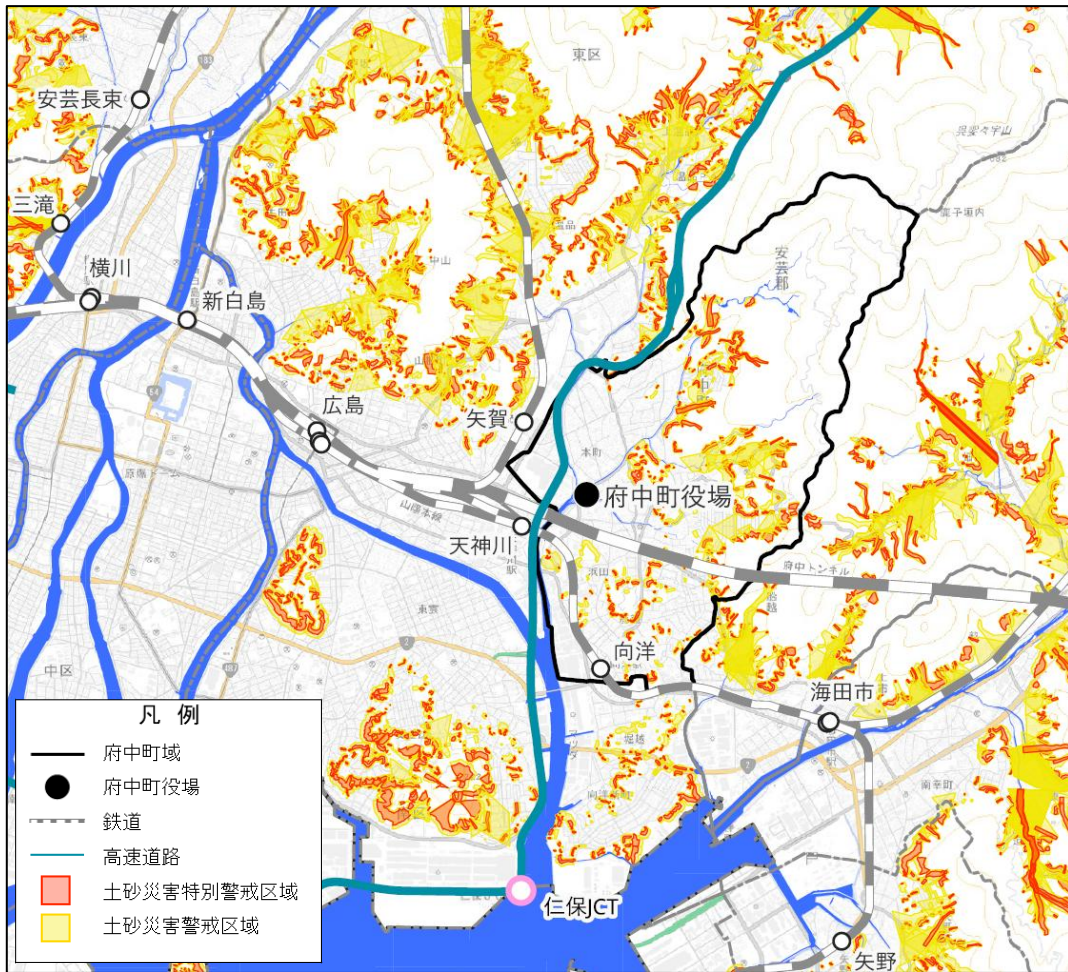


図2-2.1 土砂災害

イ. 河川氾濫による浸水

当町に位置している府中大川、猿猴川、榎川、八幡川の4河川について、水防法第14条に基づき指定された浸水想定区域図を図2-2.2に示す。

表2-2.5 対象河川の状況

対象河川	指定河川
府中大川	水位周知河川
猿猴川	水位周知河川
榎川	中小河川
八幡川	中小河川

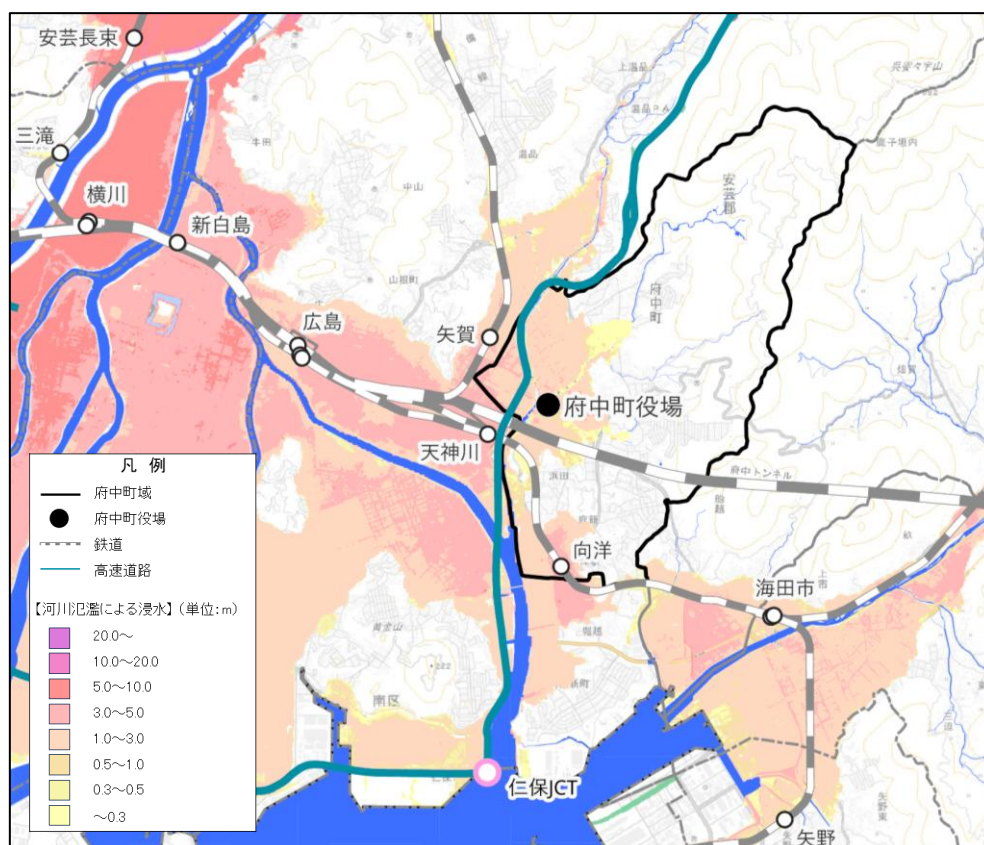


図2-2.2 洪水による浸水想定

ウ. 高潮による浸水

伊勢湾台風(中心気圧895hPa)と同じ規模の台風(中心気圧910hPa)が、ルース台風の経路と概ね同じコースで襲来し、満潮と重なった場合、高潮による浸水が想定されている。

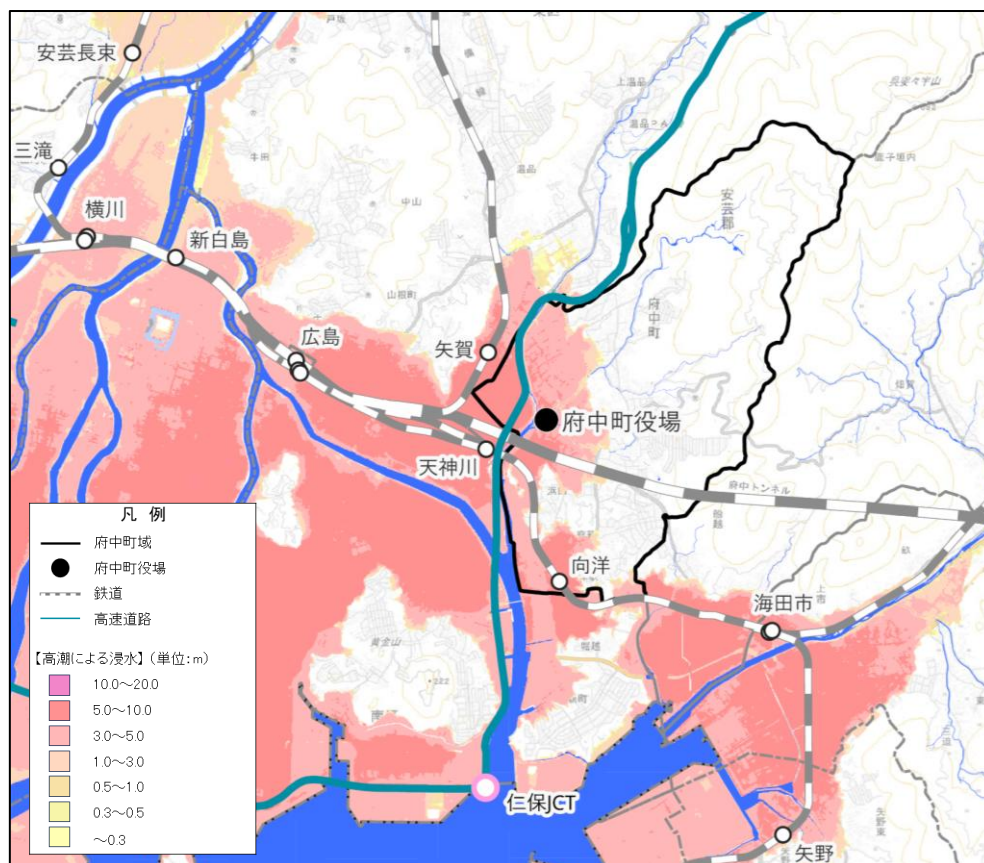
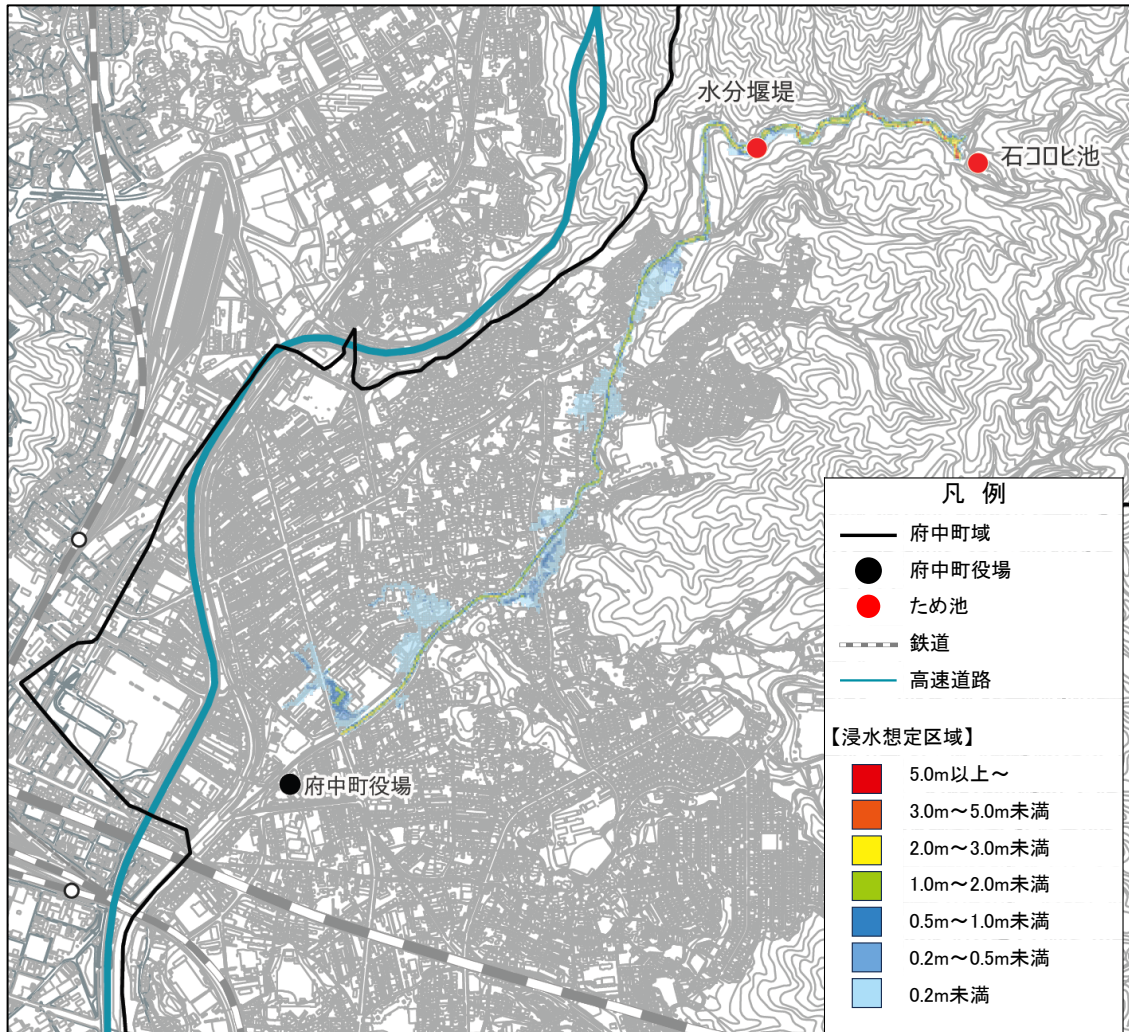


図2-2.3 高潮による浸水想定

エ. ため池等の決壊

ため池等の貯水施設が満水状態の時に大地震を受け、堤防が瞬時に決壊した場合の浸水範囲が想定されている。町内の未使用ため池等については、埋め立てや廃止を進めている。



出典：府中町提供資料

図2-2.4 ため池等の決壊による浸水想定

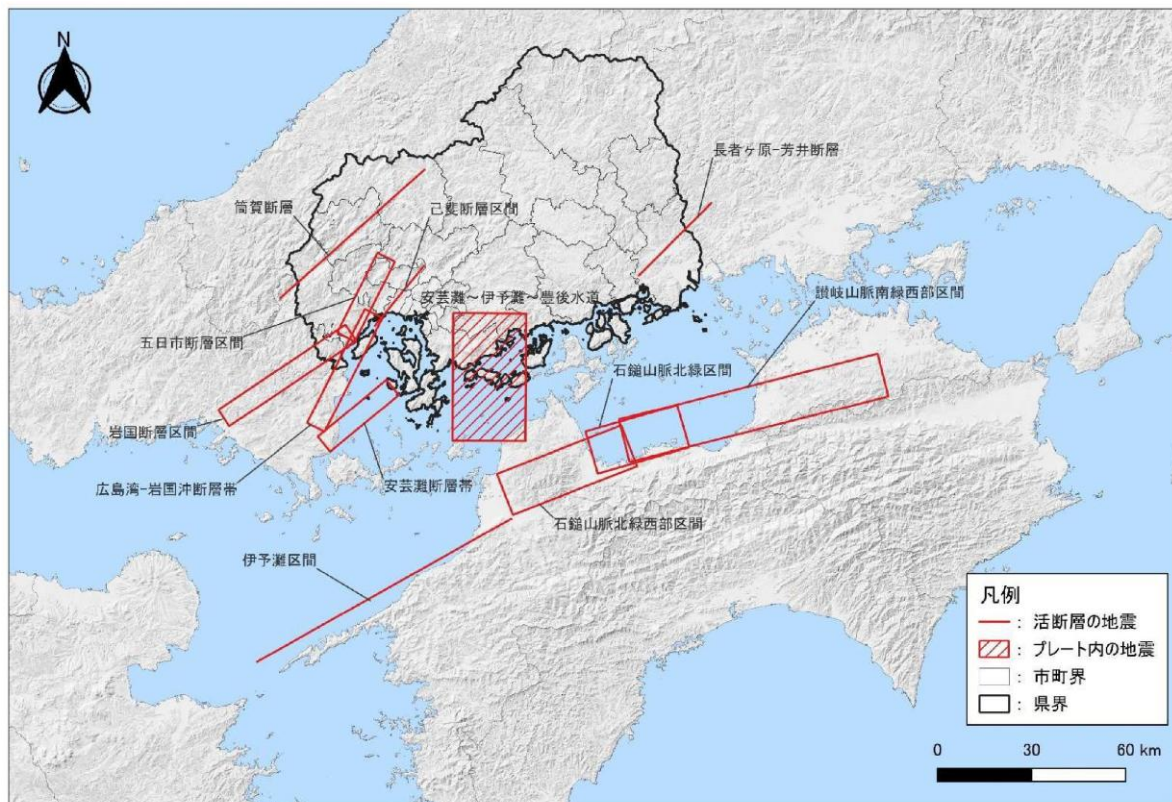
(3) 地震に関する被害想定

広島県の「地震被害想定調査報告書（令和7年10月）」では、表2-2.6に示す地震が想定されている。本計画では、当町において、建築物に影響を及ぼす“震度6弱以上”となる「南海トラフ巨大地震」、「安芸灘～伊予灘～豊後水道」、「岩国－五日市断層帯（己斐断層区間）」、「岩国－五日市断層帯（五日市断層区間）」、「岩国－五日市断層帯（3連動）」、「筒賀断層」、「どこでも起こりうる直下の地震」を対象として地震被害を整理する。対象地震の震源位置図を図2-2.5に、当町における人的・物的被害の想定例として、「南海トラフ巨大地震」、「府中町直下型地震」等の地震被害想定を表2-2.7、表2-2.8に示す。

表2-2.6 想定される地震の規模と発生確率

想定地震	地震規模	地震発生確率
	想定マグニチュード	30年以内
1) 南海トラフ巨大地震	9.0	60～90%程度以上
2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道	6.7～7.4	40%程度
3) 中央構造線断層帯(讃岐山脈南縁西部区間)	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.4%
4) 中央構造線断層帯(石鎚山脈北縁区間)	7.3程度	0.02%以下
5) 中央構造線断層帯(石鎚山脈北縁西部区間)	7.5程度	ほぼ0～12%
6) 中央構造線断層帯(伊予灘区間)	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0%
7) 中央構造線断層帯(4連動)	—	不明
8) 岩国～五日市断層帯(己斐断層区間)	7.1程度	不明
9) 岩国～五日市断層帯(五日市断層区間)	7.2程度	不明
10) 岩国～五日市断層帯(岩国断層区間)	7.6程度	0.03～2%
11) 岩国～五日市断層帯(3連動)	—	不明
12) 安芸灘断層帯	7.2程度	0.1～10%
13) 広島湾～岩国沖断層帯	7.5程度	不明
14) 長者ヶ原断層～芳井断層	7.3程度	不明
15) 筒賀断層	7.8程度	不明
どこでも起こりうる直下の地震 (23市町役場直下に震源を配置)	6.9	—

出典:広島県地震被害想定調査報告書(令和7年10月)



出典:広島県地震被害想定調査報告書(令和7年10月)

図2-2.5 震源位置図

表2-2.7 16ケースの地震被害想定(1/2)

		(単位)	① 南海トラフ 巨大地震	② 安芸灘～伊 予灘～豊後 水道	③ 中央構造線 断層帯(讃 岐山脈南縁 西部区間)	④ 中央構造線 断層帯(石 鎚山脈北縁 区間)	⑤ 中央構造線 断層帯(石 鎚山脈北縁 西部区間)	⑥ 中央構造線 断層帯(伊 予灘区間)	⑦ 中央構造線 断層帯(4 運動)	⑧ 岩国～五日 市断層帯 (已斐断層 区間)
地震動	震度5弱面積率	%	35.1	-	-	-	-	-	6.4	-
	震度5強面積率	%	58.5	92.2	-	-	-	-	-	64.7
	震度6弱面積率	%	6.3	7.8	-	-	-	-	-	35.3
	震度6強面積率	%	-	-	-	-	-	-	-	-
液状化	極めて高い	%	-	64	-	-	-	-	-	62.2
	かなり高い	%	45.3	0.2	-	-	-	-	-	2.1
	高い	%	18.9	-	-	-	-	-	5.1	-
	低い	%	-	-	-	-	-	-	1.3	-
土砂災害	かなり低い	%	35.8	35.8	100	100	100	100	93.6	35.8
	危険度ランク Aの 箇所数	箇所	10	10	0	0	0	0	0	13
	急傾斜地 地すべり 箇所	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0
	山腹崩壊 箇所	箇所	-	-	-	-	-	-	-	-
津波浸水	浸水面積(1cm以上)	ha	77	50	30	27	29	29	31	-
	浸水面積(30cm以上)	ha	64	38	12	10	11	11	13	-
	浸水面積(1m以上)	ha	23	8	0	0	0	0	0	-
	浸水面積(2m以上)	ha	0	0	0	0	0	0	0	-
	浸水面積(5m以上)	ha	0	0	0	0	0	0	0	-
建物被害	全壊棟数	揺れ	棟	5	10	0	0	0	0	26
		液状化	棟	539	585	0	0	0	0	584
		土砂災害	棟	3	3	0	0	0	0	5
		津波	棟	12	3	0	0	0	0	0
	半壊棟数	合計	棟	560	601	0	0	0	0	615
		揺れ	棟	48	85	0	0	0	0	138
		液状化	棟	2,368	2,593	0	0	0	0	2,591
		土砂災害	棟	4	3	0	0	0	0	5
	焼失棟数	津波	棟	316	137	90	79	85	85	94
		合計	棟	2,735	2,818	90	79	85	85	110
		出火件数	件	0	0	0	0	0	0	1
		残出火件数	件	1	0	0	0	0	0	1
人的被害	死者	人	37	1	5	5	5	5	1	5
		負傷者	人	20	21	6	12	6	6	30
		重症者(負傷者の内数)	人	4	1	2	4	2	2	2
	要救助者	揺れによる	人	2	5	0	0	0	0	16
		津波による	人	314	152	9	1	1	1	9
		要捜索者	人	48	2	11	17	11	11	7
ライフライン 被害	上水道	断水人口	人	1,830	3,811	5	4	5	5	10
	下水道	支障人口	人	1,900	2,454	50	48	9	9	86
	電力	停電件数	軒	458	450	24	23	24	24	26
	通信	不通回線	回線	152	149	4	4	4	4	5
	ガス	供給停止戸数	戸	0	0	0	0	0	0	0
	経済損失	被害総額	億円	2,470	2,571	54	47	51	51	76
生活への影響	避難者数(当 日・1日後)	避難所	人	9,392	9,267	439	385	418	418	506
		避難行動要支援者※1	人	2,262	2,232	106	93	101	101	122
		避難所外	人	5,995	6,064	219	193	209	209	261
	帰宅困難者※2	帰宅困難者	人	3,276	3,276	0	0	0	0	3,276
		滞留者	人	2,272	2,272	0	0	0	0	2,272
		物資需要量 (当日・1日 後)	食料	22,269	21,819	0	0	0	0	0
	災害廃棄物 発生量	飲料水	ℓ	0	0	0	0	0	0	0
		毛布	枚	14,464	14,213	0	0	0	0	13,234
		仮設トイレ	基	31	35	0	0	0	0	38
		災害廃棄物 発生量	万 t	19	20	0	0	0	0	20
エレベーター	閉じ込め者数※3	災害廃棄物 発生量	ha	17	18	0	0	0	0	18
		閉じ込め者数	人	4	4	0	0	0	0	5
		エレベーター	人	4	4	0	0	0	0	5
危険物 施設被害	危険物 施設被害	火災	箇所	0	0	0	0	0	0	0
		流出	箇所	0	0	0	0	0	0	0
		破損等	箇所	0	0	0	0	0	0	0
文化財被害※4	国宝、国指定 重要文化財	揺れ	件	0	0	0	0	0	0	0
		火災	件	0	0	0	0	0	0	0
		津波浸水	件	0	0	0	0	0	0	0
	県指定重要文 化財	揺れ	件	0	0	0	0	0	0	0
		火災	件	0	0	0	0	0	0	0
		津波浸水	件	0	0	0	0	0	0	0
孤立集落	農業集落 漁業集落	集落	集落	0	0	0	0	0	0	0
		集落	集落	0	0	0	0	0	0	0
ため池 (危険性が高い)	箇所 影響人口	箇所	箇所	0	0	0	0	0	0	0
		影響人口	人	0	0	0	0	0	0	0
重要施設 (機能支障あり)	災害対策 避難	棟	棟	4	4	0	0	0	0	4
		避難	棟	39	39	0	0	0	0	39
	医療	棟	棟	4	4	0	0	0	0	4
		医療	棟	4	4	0	0	0	0	4

※1：避難行動要支援者は、避難所避難者の内数。

※2：帰宅困難者は、昼12時の時間帯を想定している。

※3：エレベーター内閉じ込め者数は、朝7時～8時の時間帯を想定している。

※4：原因別の被災施設件数(延べ数)は、重複して計上している。

出典：広島県地震被害想定調査報告書(令和7年10月)

表2-2.8 16ケースの地震被害想定(2/2)

			(単位)	⑨ 岩国－五日 市断層帯 (五日市断 層区間)	⑩ 岩国－五日 市断層帯 (岩国断層 区間)	⑪ 岩国－五日 市断層帯(3 連動)	⑫ 安芸灘断層 帯	⑬ 広島湾－岩 国沖断層帯	⑭ 長者ヶ原断 層－芳井断 層	⑮ 簡賀断層	府中町 直下型 ※
地震動	震度5弱面積率		%	30.7	73.6	－	57.9	54.9	－	35.1	－
	震度5強面積率		%	62.8	26.4	2.4	－	45.1	－	63.6	－
	震度6弱面積率		%	6.5	－	91.1	－	－	－	1.3	58.6
	震度6強面積率		%	－	－	6.5	－	－	－	－	41.4
液状化	極めて高い		%	55.1	－	64	－	24.9	－	17.2	64.0
	かなり高い		%	8.9	38.3	0.2	－	20.4	－	34.8	0.2
	高い		%	0.2	7.2	－	10.8	18.9	－	12.2	－
	低い		%	－	8.7	－	19.2	－	－	－	－
土砂災害	かなり低い		%	35.8	45.8	35.8	70	35.8	100	35.8	35.8
	危険度ランク Aの箇所数	箇所		10	0	38	0	2	0	5	1,792
	急傾斜地 地すべり	箇所		0	0	0	0	0	0	0	0
	山腹崩壊	箇所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
津波浸水	浸水面積(1cm以上)		ha	－	－	－	27	30	－	－	－
	浸水面積(30cm以上)		ha	－	－	－	10	12	－	－	－
	浸水面積(1m以上)		ha	－	－	－	0	0	－	－	－
	浸水面積(2m以上)		ha	－	－	－	0	0	－	－	－
	浸水面積(5m以上)		ha	－	－	－	0	0	－	－	－
				－	－	－	0	0	－	－	－
建物被害	全壊棟数	揺れ	棟	1	0	54	0	0	0	1	101
		液状化	棟	575	400	585	73	546	0	546	597
		土砂災害	棟	3	0	21	0	2	0	3	21
		津波	棟	0	0	0	0	0	0	0	－
	半壊棟数	合計	棟	579	400	660	73	548	0	549	719
		揺れ	棟	31	14	160	0	18	0	38	207
		液状化	棟	2,556	1,766	2,597	358	2,416	0	2,405	2,636
		土砂災害	棟	3	0	19	0	2	0	3	18
	焼失棟数	津波	棟	0	0	0	73	51	0	0	－
		合計	棟	2,591	1,780	2,777	430	2,487	0	2,445	2,861
		出火件数	件	0	0	0	0	0	0	0	0
		残出火件数	件	1	0	0	0	0	0	1	1
人的被害	焼失棟数	棟	21	0	1	0	0	0	0	20	21
	死者	人	3	0	5	5	4	0	3	11	
	負傷者	人	7	2	47	11	7	0	8	70	
	重症者(負傷者の内数)	人	1	0	5	4	2	0	1	9	
	要救助者	人	0	0	29	0	0	0	0	61	
	要捜索者	人	0	0	0	1	9	0	0	－	
ライフライン被害	上水道	人	1,354	725	5,820	26	931	0	2,018	8,723	
	下水道	人	1,706	1,098	3,500	497	1,276	0	1,664	5,404	
	電力	軒	525	322	606	63	340	0	497	745	
	通信	回線	178	110	205	18	112	0	168	252	
	ガス	戸	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済損失	被害総額	億円	2,411	1,647	2,666	421	2,259	0	2,283	2,815	
生活への影響	避難者数(当日・1日後)	避難所	人	8,308	5,658	9,071	1,457	7,991	0	7,854	9,613
		避難行動要支援者 ^{※1}	人	2,001	1,363	2,185	351	1,925	0	1,892	2,315
		避難所外	人	5,538	3,772	6,047	912	5,286	0	5,236	6,409
		帰宅困難者 ^{※2}	人	3,276	3,276	3,276	3,276	3,276	0	3,276	3,276
	物資需要量(当日・1日後)	滞留者	人	2,272	2,272	2,272	2,272	2,272	0	2,272	2,272
		食料	食	18,367	8,828	21,114	0	17,227	0	16,732	23,067
		飲料水	ℓ	0	0	0	0	0	0	0	0
		毛布	枚	12,295	6,996	13,822	0	11,662	0	11,387	14,907
	災害廃棄物発生量	仮設トイレ	基	18	0	44	0	11	0	13	68
		災害廃棄物	万t	18	12	21	3	17	0	17	22
エレベーター	仮置き場面積	ha	17	11	19	2	16	0	16	20	
危険物施設被害	閉じ込め者数 ^{※3}	人	4	3	6	1	3	0	4	6	
	火災	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	
	流出	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	
	破損等	箇所	0	0	1	0	0	0	0	1	
文化財被害 ^{※4}	国宝、国指定重要文化財	揺れ	件	0	0	0	0	0	0	0	
	文化財	火災	件	0	0	0	0	0	0	0	0
		津波浸水	件	0	0	0	0	0	0	0	0
	県指定重要文化財	揺れ	件	0	0	1	0	0	0	0	1
火災		件	0	0	0	0	0	0	0	0	
孤立集落	津波浸水	件	0	0	0	0	0	0	0	0	
	農業集落	集落	0	0	0	0	0	0	0	0	
	漁業集落	集落	0	0	0	0	0	0	0	0	
ため池(危険性が高い)	箇所	箇所	0	0	2	0	0	0	0	4	
	影響人口	人	0	0	1,832	0	0	0	0	4,032	
	重要施設(機能支障あり)	災害対策	棟	4	4	4	0	0	0	4	4
	避難	棟	39	4	39	0	13	0	39	39	
	医療	棟	4	0	4	0	0	0	0	4	

※1: 避難行動要支援者は、避難所避難者の内数。

※2: 帰宅困難者は、昼12時の時間帯を想定している。

※3: エレベーター内閉じ込め者数は、朝7時～8時の時間帯を想定している。

※4: 原因別の被災施設件数(延べ数)は、重複して計上している。

出典:広島県地震被害想定調査報告書(令和7年10月) ※:地震動・液状化の値については府中町提供資料

ア. 地震による建物の倒壊

広島県の「地震被害想定調査報告書（令和7年10月）」による地震別の震度分布図を図2-2.6に示す。なお、建築物に影響を及ぼす「震度6弱以上」となる面積割合は南海トラフ巨大地震で約6%、府中町直下型地震で約100%を占めている。

南海トラフ巨大地震と府中町直下型地震に起因する、揺れ、液状化、土砂災害、火災を原因とする全壊棟数、半壊棟数の結果を図2-2.7、図2-2.8に示す。

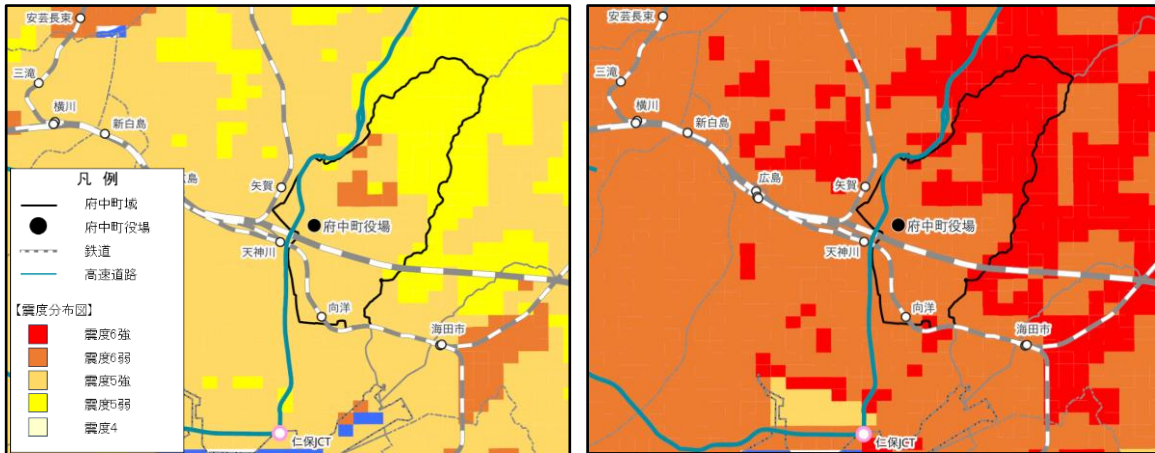


図2-2.6 震度分布図（左：南海トラフ巨大地震、右：府中町直下型地震）

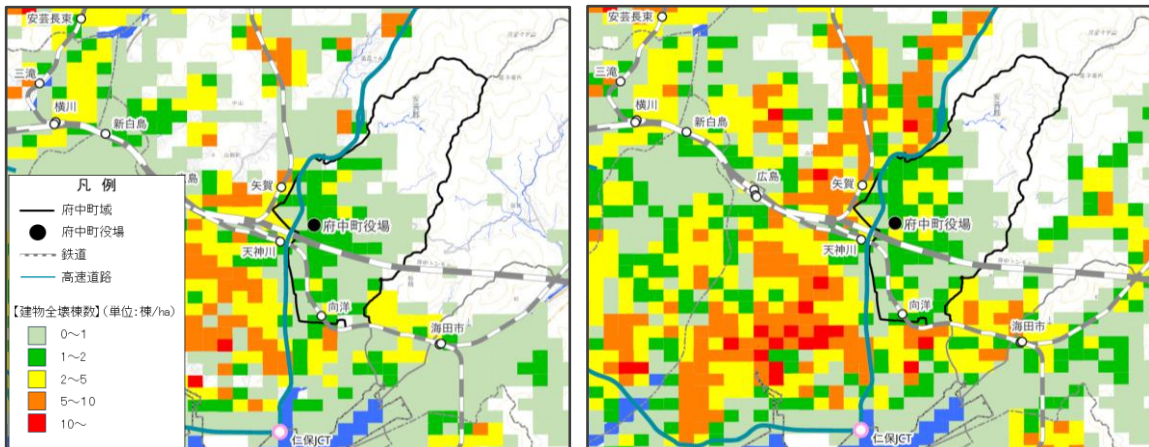


図2-2.7 建物倒壊全壊（左：南海トラフ巨大地震、右：府中町直下型地震）

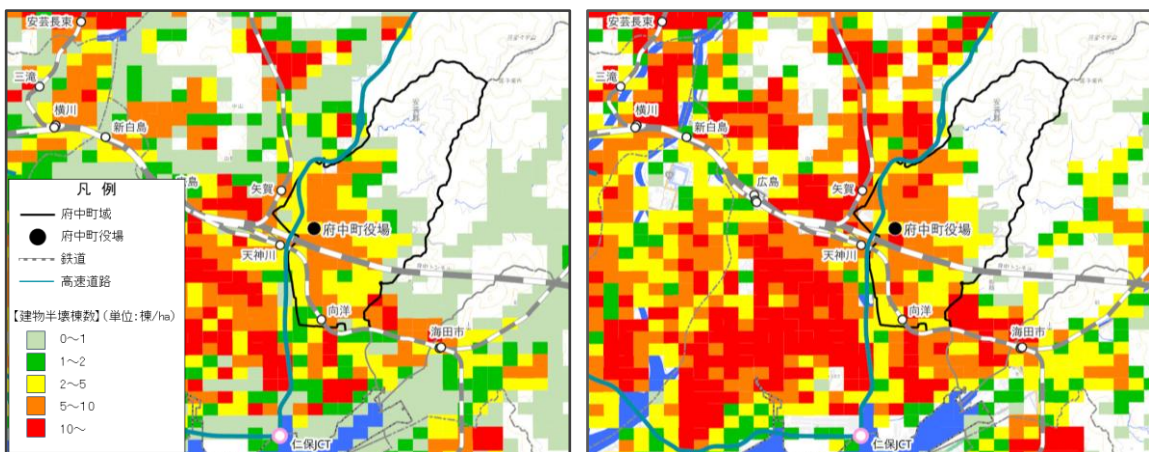


図2-2.8 建物倒壊半壊（左：南海トラフ巨大地震、右：府中町直下型地震）

イ. 液状化

広島県の「地震被害想定調査報告書（令和7年10月）」による地震別の液状化危険度を表2-2.9、図2-2.9、図2-2.10に示す。なお、当町の市街地では液状化発生率が比較的高く、建築物に影響を及ぼす“かなり高い(PL>15)”指標以上の面積は、南海トラフ巨大地震では45.3%、府中町直下型地震では64.2%を占めている。

表2-2.9 液状化危険度

地震名	府中町の液状化危険度と面積割合(%)				
	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
南海トラフ巨大地震	35.8%	0.0%	18.9%	45.3%	0.0%
府中町直下型地震	35.8%	0.0%	0.0%	0.2%	64.0%

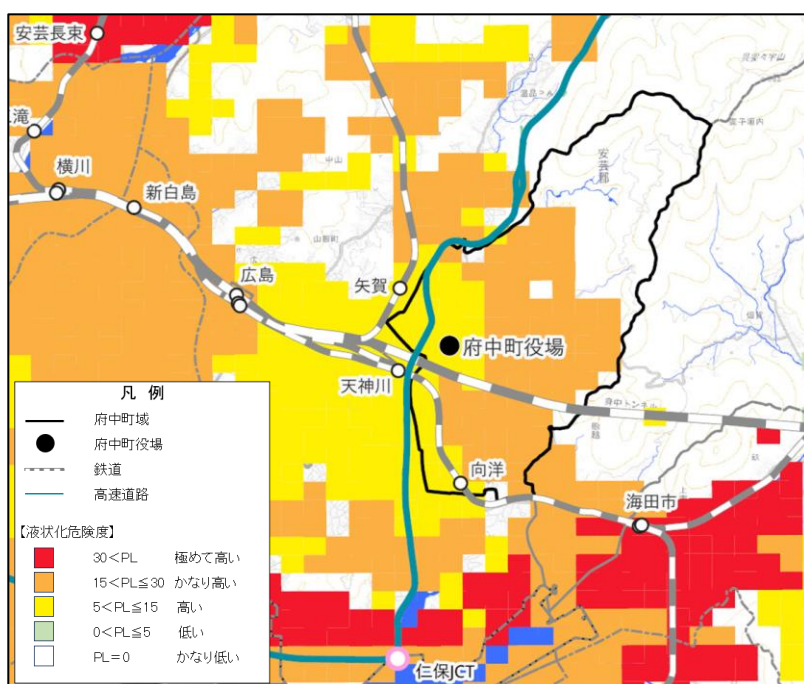


図2-2.9 液状化危険度（南海トラフ巨大地震）

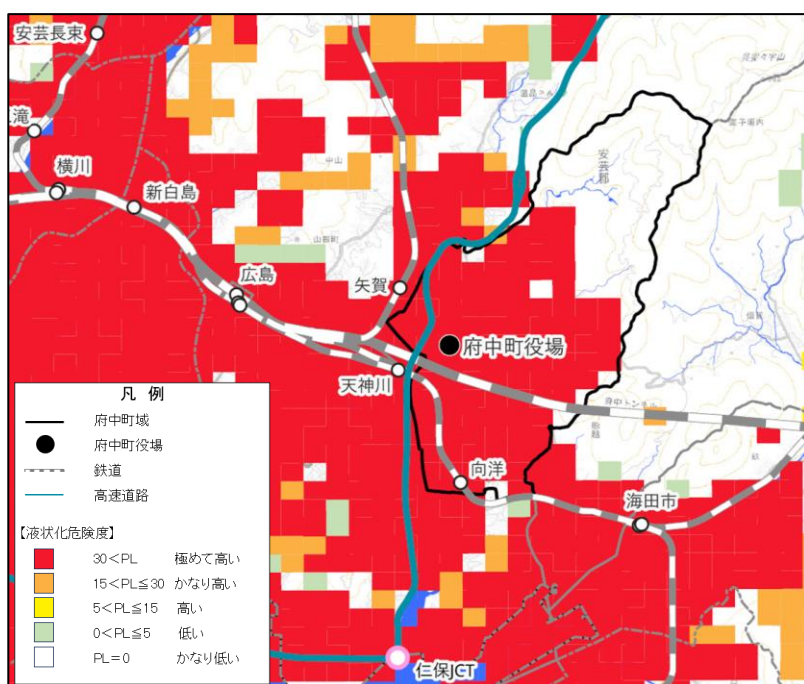


図2-2.10 液状化危険度（府中町直下型地震）

ウ. 津波による浸水

南海トラフ巨大地震により想定される津波は、表2-2.10に示すとおりである。広島県では津波による浸水想定区域を基に、警戒避難体制を特に整備すべき区域として「津波防災地域づくりに関する法律（第53条）」に基づく「津波災害警戒区域」を指定している。当町における津波による浸水想定を図2-2.11に示す。

当町においては、大須地区および向洋駅周辺地区が該当している。

表2-2.10 最高津波水位と到達時間、浸水面積

地震名	最高津波水位（※1、3）		最大波到達時間（※2、3） （分）	浸水面積【ha】 （浸水深1cm）	浸水面積【ha】 （浸水深30cm）
		うち津波の高さ			
南海トラフ巨大地震	3.6	1.4	242	77 （町域全域の7.4%）	64 （町域全域の6.1%）

※1:最高津波水位（T.P.）：東京湾の平均海面を基準として、津波の高さに最高潮位の影響を加味した水位

※2:最大波到達時間よりも前に、第一波の津波が到達する場合がある

※3:記載の数値は、隣接する広島市内における値である



図2-2.11 津波による浸水想定

エ. 地震による火災

大規模地震発生時には同時多発火災が想定され、建築物の倒壊による道路閉塞、消防の機能障害などにより、大規模な火災となる恐れがある。しかし、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震及び府中町直下型地震は、当町の出火件数は0件であり、地震による火災は比較的発生しにくいといえる。表2-2.11に各地震における火災被害による建物被害を示す。

表2-2.11 火災による建物被害

地震名	出火件数	残出火件数	焼失棟数
南海トラフ巨大地震	0	1	20
安芸灘～伊予灘～豊後水道	0	0	0
岩国～五日市断層帯（己斐断層区間）	1	1	21
岩国～五日市断層帯（五日市断層区間）	0	1	21
岩国～五日市断層帯（3連動）による地震	0	0	1
筒賀断層	0	1	20
府中町直下型地震	0	1	21

出典：広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月）

府中町における近年の 主な防災・減災の取組

前項までに整理した“府中町で起こり得る災害”に対し、**町政としてどのような取組を実施している**か、現状を整理した。

当町では、自主防災組織化・消防団訓練・応急手当講習・避難所ライフライン訓練・防災備蓄倉庫整備等、平時からの減災投資と訓練を継続的に実施している。

(1) 庁内体制の整備

当町では「府中町地域防災計画」を基本に、「府中町国民保護計画」、「府中町業務継続計画」、「府中町備蓄計画」などを定め、災害時に迅速かつ円滑に対応できるよう、庁内の防災体制を構築している。

(2) 町民への啓発・活動の助成

町民に対しては、平時・非常時それぞれの状況でハード・ソフトにかかる支援を行っている。各状況での町民に対する取組を表2-3.1に示す。また、支援については府中町ホームページで公開し利用促進を図っている。

表2-3.1 町民に対する取組

平時		非常時	
ハード	ソフト	ハード	ソフト
● 急傾斜地の対策工事 ● 危険ブロック塀の除却、フェンス等への建替え等 ● 木造住宅の耐震改修、建替、除却工事費用補助制度の拡充 ● 防災備蓄倉庫の設置	● 防災出前講座による防災知識の普及、啓発 ● 防災訓練等の開催支援 ● 防災あきふちゅうの発行 ● 防災体験学習「防災キャンプ」の実施 ● 災害時の協力井戸の登録 ● 被災建築物応急危険度判定の事前準備	● 崩壊した急傾斜地の対策工事 ● 道路啓開の実施 ● 土砂、瓦礫等の撤去 ● 被災した河川護岸等の復旧工事	● 無線、メール、テレホンサービスによる避難情報等の発信 ● 避難行動要支援者の避難支援



	
救命処置研修	避難所ライフライン確保訓練
	
土のう作成する訓練	防災備蓄倉庫の整備
	
防災体験学習「防災キャンプ」	防災出前講座
	
初期消火器具取り扱い訓練	検索救助救護訓練

出典：府中町ホームページ

図2-3.1 講座・訓練支援等の様子



第3章

リスクシナリオと
施策分野の設定

3-1

起きてはならない最悪の事態
(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標を達成するため、仮に起きれば当町に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定し、その事態を回避するために必要な施策の検討を行う。

国の基本計画において設定された大規模自然災害発生時における35項目のリスクシナリオを参考に、広島県の地域計画や当町の実情を踏まえ、当町におけるリスクシナリオを**25項目設定**した。設定したリスクシナリオについて、当町における「**事前に備えるべき目標**」ごとに整理し、表3-1.1、表3-1.2に示す。

表3-1.1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備える目標 01 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1-1	地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域的な洪水などに伴う、長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
事前に備える目標 02 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
2-6	自然災害と感染症等の同時発生
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
事前に備える目標 03 必要不可欠な行政機能を確保する	
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3-1	町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

表3-1.2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備える目標 04 経済活動を機能不全に陥らせない	
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
4-2	有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、町民の生活・社会経済活動への甚大な影響
4-4	農地・森林等の被害による土地の荒廃
事前に備える目標 05 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により災害情報が収集・伝達できない事態
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給関連施設の長期間にわたる機能の停止
5-3	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
5-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
事前に備える目標 06 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-2	災害対応・復旧・復興を支える人材等の不足や、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れたり、復興できなくなる事態
6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

3-2

施策分野の設定

当町の強靱化に向けた取組を推進していくための施策分野については、国の基本計画における施策分野を参考とし、次のとおり**個別施策分野**及び**横断的分野**を設定する。

(1) 個別施策分野

個別施策分野の項目は国が定める12項目を参考に9項目を設定する。

表3-2.1 個別施策分野表

NO.	施策分野(国の基本計画)	府中町が定める項目
1	行政機能／警察・消防等／防災教育等	行政機能／消防／防災教育等
2	住宅・都市	住宅・都市
3	保健医療・福祉	保健医療・福祉
4	エネルギー	—
5	金融	—
6	情報通信	情報通信
7	産業構造	産業構造
8	交通・物流	交通・物流
9	農林水産	—
10	国土保全	土地保全
11	環境	環境
12	土地利用(国土利用)	土地利用

(2) 横断的分野

個別施策分野に加え、部門横断的な取組などを横断的分野として設定する。横断的分野の項目は国が定める6項目を参考に5項目を設定する。

表3-2.2 横断的分野表

NO.	横断的分野(国の基本計画)	府中町が定める項目
1	リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーション
2	人材育成	人材育成
3	官民連携	官民連携
4	老朽化対策	老朽化対策
5	研究開発	—
6	デジタル活用	デジタル活用



第4章

脆弱性の評価と リスクへの対応方策

4-1

脆弱性の評価とリスクへの対応方策

リスクシナリオを回避する上で必要となる今後の施策を明らかにするため、設定したリスクシナリオごとに**脆弱性を評価**し、リスクへの対応方策として、**推進すべき施策の方針**を整理する。

また、強靱化を効率的、効果的に進めるにあたって、**施策に対する評価指標**を設定する。

(1) 脆弱性の評価と施策の整理

前章で整理したリスクシナリオごとに脆弱性評価を実施し、その結果を踏まえた**脆弱性評価、推進すべき施策の方針**、施策を推進する**関係部門等**を整理した。これらの内容を、以降より一覧表※で示す。

※一覧表では、施策分野及び関係部門について、略式名称（例：「住宅・都市」→「住」）を表示する

表4-1.1 施策分野と関係部門の整理表

施策分野				施策に関係する部門	
個別 施策 分野	行	行政機能／消防／防災教育等		危	危機管理監
	住	住宅・都市	情	総	総務企画部
	交	交通・物流	環	財	財務部
	保	保健医療・福祉	土保	町	町民生活部
	産	産業構造	土利	福	福祉保健部
横断的 分野	リ	リスクコミュニケーション		建	建設部
	人	人材育成	老	教	府中町教育委員会
	官	官民連携	デ	消	府中町消防本部

01 あらゆる自然災害に対し、 直接死を最大限防ぐ

scenario 1-1	地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や 密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生
-----------------	--

脆弱性の評価

住宅・建築物等の耐震化

施策分野	住	関係部門	建	分野別計画等	・府中町耐震改修促進計画 ・府中町住宅マスタープラン
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
⇒ 南海トラフ巨大地震等の被害想定では、当町においても、震度5強～6強の地震が発生する可能性があることから、耐震化を進める必要がある。 ⇒ 耐震診断が義務付けられた施設の耐震化率は100%（令和3年1月時点）であり、今後は継続的に維持保全を行っていく必要がある。また、住宅の耐震化を促進していく必要がある。				⇒ 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や、早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点の建築物について、耐震化を推進する。 ⇒ 土地区画整理事業等を実施することで、脆弱な都市基盤の解消及び老朽化した建築物の更新を推進する。	

既存公共施設等の総合的な安全対策

施策分野	住	老	人	関係部門	建	総	危	分野別計画等	・公共施設等総合管理計画 ・府中町耐震改修促進計画 ・府中町地域防災計画 ・府中町道路舗装修繕計画 ・府中町橋梁長寿命化修繕計画 ・維持保全計画（建築物）
府中町における脆弱性評価								推進すべき施策の方針	
⇒ 公共施設の老朽化が進行していることから、安全性を確保するためにも「事後保全型」管理から「予防保全型」管理へ転換することが望ましいが、現状では事後保全の改修の積み残し解消から取り組む必要がある。 ⇒ 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会インフラの安全性や機能の低下が懸念されている。 老朽化した公共土木施設の割合が増大し、今後、集中的に更新時期を迎える中、維持更新費の増大や担い手不足が懸念されている。 大規模災害の多発や技術者の不足が顕在化する中で、施設の機能を適切に維持するためには、AI/IoTなどのデジタル技術の活用や管理者の枠を超えた連携が必要である。 ⇒ いかなる大規模地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないため、自助・共助・公助の考えをもとに、広島県、府中町、関係団体がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進する必要がある。 ⇒ 住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。 ⇒ 人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、構造的な問題から今後も増加していくものと考えられる管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、除却や適正管理等の対策が必要である。								⇒ 公共施設の中長期的な管理計画を作成し、計画的な維持管理を行っている。また、定期的な点検を行い、不具合箇所の早期発見に努めるなど、適切な維持管理を推進する。 ⇒ 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、個々の施設を適切に修繕するため、個別施設計画を作成し、優先度に基づく計画的な修繕を実施する。 また、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を推進する。 ⇒ 令和7年10月に発表された「広島県地震被害想定」を踏まえ、「府中町地域防災計画」を見直し、広島県、関係団体と一体となった対策を推進する。 ⇒ 既存建築物の総合的な安全対策として、住宅の耐震化（改修・改築・除却）、危険ブロック塀除去等の取組を広島県と連携を図りながら推進する。 ⇒ 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、広島県と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を推進する。	

地域防災を担う人材の育成及び技術力の向上

施策分野	人	関係部門	消 危	分野別計画等	・府中町地域防災計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員が減少している。また、自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。 ➡ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」の不足が過去の例からも想定されることから、地域防災力の充実強化に向けた、自主防災組織の組織体制の強化と活動の活性化に取り組む必要がある。 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動を行うためには、平時から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制づくりが必要である。				➡ 消防団については、団員を確保するため、積極的に入団促進を実施する。また、消防学校における教育訓練や消防署との連携訓練等により災害対応能力の向上を推進する。 ➡ 自主防災組織については、町は、具体的な実施計画を作成し、リーダー養成のための講習会等の開催、情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導を実施する。 また、「防災リーダー養成講座」を実施するなど、自主防災組織の組織体制の強化と活動の活性化を実施する。	

家具固定の促進

施策分野	行	官	関係部門	消 危	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価					推進すべき施策の方針	
➡ 過去の地震において、家具等の移動・転倒が多くの人 的被害を招いていることを踏まえ、引き続き家具固 定率の向上を図る必要がある。					➡ 過去の地震において、家具等の移動・転倒が多くの人 的被害を招いたことを踏まえ、府中町ホームページ等により、家具の転倒防止策の必要性を周知するほか、防災教室、出前講座、防災イベント等を通じて、家具の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会を提供し、家具固定の促進を図る。	

道路・公園等の都市施設整備による市街地での防災機能の確保

施策分野	住 交	関係部門	建	分野別計画等	・府中町都市計画マスタープラン ・府中町立地適正化計画（防災指針）
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。 ➡ 大規模災害（地震、竜巻、台風等）が起きた際に、電柱等の倒壊により、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性がある。 ➡ 雨水の流出抑制や市街地における自然環境の保全の観点から、公園や緑地を適切に配置する必要がある。 また、地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園・広場などの適正な配置及び整備を行う必要がある。 ➡ 地域住民が円滑に避難できるように避難路を確保する必要がある。				➡ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、広島県と連携し、緊急輸送道路ネットワークの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。 大規模災害発生時には、緊急輸送道路ネットワークの確保等、各道路管理者と連携しながら対応を推進する。 町内の幹線道路について、都市計画道路の整備や歩道改良など、災害時に町内外への人・物資の移動が円滑に行える道路ネットワークの構築を推進する。 ➡ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用した無電柱化等の対策を推進する。 ➡ 当町では、市街地における公園・緑地・広場の整備適地が不足していることから、河川空間の活用や市街地再整備と連携した公園・広場等の整備を推進するとともに、揚倉山健康運動公園及び空城山公園の再整備を推進する。 ➡ 町内には狭い道路が多数存在しており、災害時には道路閉塞の多発が懸念されることから、道路現況や地域の実情に応じた、道路拡幅や新規道路の整備等を推進する。 地域住民の円滑な避難を促進するため、歩道改良などにより、避難路の安全性確保を推進する。	



▼ その他

施策分野	土利	関係部門	建	分野別計画等	・府中町立地適正化計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
→ 近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向、大規模地震の発生の懸念に加え、土地の安全性に対する要請が高まっている。 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等を取り入れ、土地の安全性を総合的に高めていく必要がある。				→ 土地の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（令和7年3月改定）に基づき、土地本来の災害リスクを踏まえた賢い土地利用・管理などに関する施策を推進する。	
→ 市街地内の災害リスクの高い土地において、土地利用規制が十分に機能していない。				→ 令和6年3月に策定した「府中町立地適正化計画」に基づき、無秩序な市街地拡大を防止するとともに、各種災害ハザードを踏まえたうえで逆線引きを行うなど、居住誘導区域内への居住者の誘導を推進する。	
→ 広範囲に及ぶ水災害などのハザードエリアにおいては、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を講じる必要がある。				→ 水害リスクを適切に評価した上で河川改修や下水道施設整備を進めるとともに、ハザードマップを活用した避難体制の確立など、広島県や関係機関と連携し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。	

scenario
1-2

広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

▼ 津波・浸水、高潮対策施設の整備

施策分野	土保	関係部門	建 町 危	分野別計画等	・府中町立地適正化計画（防災指針）
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
→ 当町における高潮及び津波による浸水リスクは、河川遡上によって生じることから、河川における浸水対策が必要である。				→ 当町では河川遡上による津波・高潮浸水が予測されることから、県との連携を図りながら河川護岸整備を推進している。また、「総合防災マップ」を作成し、浸水想定区域内の住民への危険の周知を推進する。	
→ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波による死者数が37名予測されていることから、河川護岸の耐震対策が必要である。				→ 決壊・越水が想定される河川堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、広島県に対し河川改修等の早期実施を要望する。	

▼ 円滑な津波避難体制整備の推進

施策分野	行	関係部門	危	分野別計画等	・府中町地域防災計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
→ 自主防災組織自らが連絡手段や連絡網を整備していない地域がある。 町内会や自主防災組織への参加率が低いなど、地域の繋がりが希薄になっており、災害時に助け合うことが難しくなっている。				→ 地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動においてはお互いに避難を呼びかけるなどの体制の構築に向け、自主防災組織等の取組を支援する。	
→ （再掲）いかなる大規模地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないため、自助・共助・公助の考えをもとに、広島県、府中町、関係団体がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進する必要がある。				→ （再掲）令和7年10月に発表された「広島県地震被害想定」を踏まえ、「府中町地域防災計画」を見直し、広島県、関係団体と一体となった対策を推進する。	
→ 津波被害が生じるおそれのある地域については、高台等を避難場所として確保することや津波避難ビル等の指定を推進する必要がある。				→ 低地における浸水からの避難に備え、所有者などの協力を得ながら「浸水時緊急退避協力施設」の指定を推進する。	



個別避難計画作成等への支援

施策分野	保	関係部門	福	分野別計画等	・府中町障害者計画 ・府中町高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
→ 近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、要配慮者に対する避難支援体制の整備等を行う必要がある。				→ 要配慮者に対する避難支援体制の整備に向け、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定を促進する。 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体との連携を推進する。	

災害リスク情報の提供の充実

施策分野	リ	関係部門	危	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
→ 町民の地震・津波への防災・減災意識が高まっていることから、引き続き、わかりやすい「災害・避難情報の発信」について改良に取り組む必要がある。				→ 町民自らが、地震・津波への防災・減災に必要な情報をより的確に取得できるよう、必要に応じて「災害・避難情報の発信手法」の改善を図る。	

scenario 1-3 突発的又は広域的な洪水などに伴う、長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

洪水、高潮対策施設の整備

施策分野	住 土保 リ	関係部門	建 町 危	分野別計画等	・府中町都市計画マスタープラン ・府中町立地適正化計画（防災指針）
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
→ 大規模な洪水や台風に伴う高潮による浸水被害の軽減に向けて河川整備を推進しているものの、家屋等が浸水する恐れがある。 → （再掲）当町における高潮及び津波による浸水リスクは、河川遡上によって生じることから、河川における浸水対策が必要である。 → （再掲）南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波による死者数が37名予測されていることから、河川護岸の耐震対策が必要である。				→ 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策として、優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、広島県に対し河川改修等の早期実施を要望する。 → （再掲）当町では河川遡上による津波・高潮浸水が予測されることから、県との連携を図りながら河川護岸整備を推進している。また、「総合防災マップ」を作成し、浸水想定区域内の住民への危険の周知を推進する。 → （再掲）決壊・越水が想定される河川堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、広島県に対し河川改修等の早期実施を要望する。	



▼ 下水道施設の防災・減災対策

施策分野	住	リ	関係部門	町	分野別計画等	・下水道ストックマネジメント計画
府中町における脆弱性評価					推進すべき施策の方針	
⇒ 市街地の浸水被害を軽減するため、下水道による浸水対策を推進するとともに、災害時の下水処理機能の停止による影響を最小限に抑えるため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。 ⇒ 内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達する必要がある。					⇒ 当町が管理する下水道施設において、雨水ポンプ場（府中ポンプ場）の機械・電気設備改築達成率は90%であり、災害時においても、現在の機能を維持するために、施設の長寿命化や耐震化を推進する。 ⇒ 内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図及び内水ハザードマップの作成を推進する。	

▼ 災害リスク情報の提供の充実

施策分野	リ	関係部門	危	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
⇒ （再掲）町民の地震・津波への防災・減災意識が高まっていることから、引き続き、わかりやすい「災害・避難情報の発信」について改良に取り組む必要がある。 ⇒ 地域の防災力向上を図るため、危険箇所や避難場所等の防災情報の周知を図る必要がある。 ⇒ （再掲）内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達する必要がある。				⇒ （再掲）町民自らが、地震・津波への防災・減災に必要な情報をよりの確に取得できるよう、必要に応じて「災害・避難情報の発信手法」の改善を図る。 ⇒ 町民が洪水・高潮における危険箇所等を知り、災害時の円滑かつ迅速な避難を行えるよう、洪水・高潮に関する防災情報を提供する「総合防災マップ」を全戸配布するとともに、広島県の「洪水ポータルひろしま」及び「高潮・津波災害ポータルひろしま」の普及拡大を推進する。 ⇒ （再掲）内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図及び内水ハザードマップの作成を推進する。	

▼ その他

施策分野	土利	関係部門	町	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
⇒ （再掲）近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向、大規模地震の発生の懸念に加え、土地の安全性に対する要請が高まっている。 （再掲）災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等を取り入れ、土地の安全性を総合的に高めていく必要がある。				⇒ （再掲）土地の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（令和7年3月改定）に基づき、土地本来の災害リスクを踏まえた賢い土地利用・管理などに関する施策を推進する。	



scenario
1-4

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

土砂災害や山地災害の対策施設の整備

施策分野	土保環	関係部門	建町	分野別計画等	・府中町地域防災計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 当町は多数の土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大な費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。 ➡ 近年の大地震において、大規模盛土造成地の滑動崩落や、液状化被害が多数発生しており、町内には多数の大規模盛土造成地が存在することから、宅地被害を防ぐため、宅地の耐震化を促進する必要がある。 ➡ 当町は多くの山地災害危険地区を抱えており、治山施設の整備等の対策に取り組んでいく必要がある。				➡ 土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境の整備を推進する。 ➡ 広島県と連携し、造成地の地盤について調査を推進する。 ➡ 人的被害の発生を防ぐため、広島県に対して治山施設の効果的な配置や既存施設の点検・修繕の実施を要望する。	

災害リスク情報の提供の充実

施策分野	土保リ	関係部門	建危	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 当町における土砂災害警戒区域等の指定は完了していることから、土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組など、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、町民の適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。				➡ 町民が土砂災害の危険箇所を把握し、適切な避難行動が行えるよう、小学校区別の「土砂災害ハザードマップ」の作成・配布を推進する。 土砂災害の拡大を防止するため、特に避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等の推進を県に働きかけるとともに、町民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を推進する。	

土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導

施策分野	土保リ	関係部門	建危	分野別計画等	・府中町耐震改修促進計画 ・府中町立地適正化計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ (再掲) 当町における土砂災害警戒区域等の指定は完了していることから、土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組など、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、町民の適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。 ➡ (再掲) 近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向、大規模地震の発生の懸念に加え、土地の安全性に対する要請が高まっている。 (再掲) 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等を取り入れ、土地の安全性を総合的に高めていく必要がある。 ➡ (再掲) 市街地内の災害リスクの高い土地において、土地利用規制が十分に機能していない。				➡ 土砂災害特別警戒区域等における被害の未然防止を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び建築物土砂災害対策改修促進事業の活用を促進し、広島県と連携して住宅の移転や建築物の補強など町民の自助による防災対策を支援する。 ➡ (再掲) 土地の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画(令和7年3月改定)に基づき、土地本来の災害リスクを踏まえた賢い土地利用・管理などに関する施策を推進する。 ➡ (再掲) 令和6年3月に策定した「府中町立地適正化計画」に基づき、無秩序な市街地拡大を防止するとともに、各種災害ハザードを踏まえたうえで逆線引きを行うなど、居住誘導区域内への居住者の誘導を推進する。	

02 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

scenario
2-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性の評価

✓ 非常用物資の備蓄の推進

施策分野	保	関係部門	危 福	分野別計画等	・府中町備蓄計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 応急用の備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による当町全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。				➡ 応急用の備蓄物資や民間備蓄との連携等による当町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを実施する。	

✓ 緊急輸送網の確保

施策分野	住 交	関係部門	建	分野別計画等	・府中町都市計画マスタープラン
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ (再掲)風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。				➡ (再掲)災害に強い道路ネットワークの構築のため、広島県と連携し、緊急輸送道路ネットワークの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。 (再掲)大規模災害発生時には、緊急輸送道路ネットワークの確保等、各道路管理者と連携しながら対応を推進する。 (再掲)町内の幹線道路について、都市計画道路の整備や歩道改良など、災害時に町内外への人・物資の移動が円滑に行える道路ネットワークの構築を推進する。	

✓ 民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備

施策分野	行 交 官	関係部門	福 町 危 消	分野別 計画等	・府中町地域防災計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平時からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。 ➡ 大規模災害発生時において行政間で迅速かつ確に応急措置等の広域支援を実施するための取組について、広島県、近隣市町などによる広域支援に関する協定に定めた人的・物的支援に支障が生じないよう平時から点検に努めるとともに、情勢変化等に応じた協定内容の見直しを検討する必要がある。 ➡ 災害発生時には、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。 ➡ 民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要がある。 ➡ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。				➡ 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送体制の充実化を推進する。 当町の災害時の対処能力の向上を図るため、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施する。 災害対応・復旧活動のための資機材を整備するとともに、資機材使用訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を推進する。 ➡ 大規模災害発生時の人的・物的支援について、広島県、近隣市町などによる広域支援に関する協定の見直し・更新を実施する。 ➡ 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、関係団体等と締結している物資の調達等に関する協定に基づき、生活関連商品等の安定確保を推進する。 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について働きかけを推進する。 ➡ 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、民間団体等と協定締結を推進する。 ➡ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等を実施するため、被災状況や道路等インフラ関係の情報など、災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう、広島県や関係機関等と連携し、必要な体制整備を推進する。	

scenario
2-2

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性の評価

✓ 非常用物資の備蓄の推進

施策分野	保	関係部門	危 福	分野別計画等	・府中町備蓄計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ (再掲) 応急用の備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による当町全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。				➡ (再掲) 応急用の備蓄物資や民間備蓄との連携等による当町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを実施する。	

scenario
2-3

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性の評価

✓ 消防体制の充実・強化

施策分野	行 官	関係部門	消 危	分野別計画等	・府中町地域防災計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 消防本部及び消防署(常備消防)の装備資機材の強化及び消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域的な応援の受入れ体制を整備する必要がある。				➡ 消防本部及び消防署(常備消防)については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、緊急消防援助隊等の広域的な応援の受入れ体制の強化を推進する。	
➡ (再掲) 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平時からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。				➡ (再掲) 当町の災害時の対処能力の向上を図るため、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施する。 (再掲) 災害対応・復旧活動のための資機材を整備するとともに、資機材使用訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を推進する。	

scenario
2-4

想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

脆弱性の評価

事業所等の活用による災害時帰宅支援

施策分野	住 交	関係部門	危	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 当町は、町外との人の往来が激しく、大規模災害時には帰宅困難者が大量に発生する恐れがあるため、帰宅抑制の伝達と帰宅困難者対策に取り組む必要がある。				➡ 災害時に、帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、町民や企業等に対し、むやみに移動しないことや一定期間の滞留に必要な備蓄の重要性の周知を推進する。	

非常用物資の備蓄の推進

施策分野	保	関係部門	危 福	分野別計画等	・府中町備蓄計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ (再掲) 応急用の備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による当町全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。				➡ (再掲) 応急用の備蓄物資や民間備蓄との連携等による当町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを実施する。	

scenario
2-5

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

脆弱性の評価

災害対策本部と保健医療福祉調整本部の連携強化

施策分野	保	関係部門	福 危	分野別計画等	・府中町地域防災計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 大規模災害に対応するためには、関係各機関が連携し、あらかじめ医療救護体制を構築しておくことが重要である。 ➡ 大規模災害時において、要配慮者のニーズに合わせた緊急支援を行う体制づくりが必要である。				➡ 大規模災害時における医療従事者の大幅な不足を想定し、効率的な救護活動が展開できるよう関係医療機関等との連携を推進する。 ➡ 災害時に、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うために、医療職と福祉関係職種の連携体制づくりを推進する。	

医療・介護人材の育成

施策分野	保 人	関係部門	福	分野別計画等	・府中町地域防災計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 今後、高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少し、医療・介護サービスを支える人的資源が縮小することに加え、大規模災害時に、感染症における急激な感染拡大が発生した場合、医療・介護需要に対応できるだけの人材を確保できないことが予測される。そのため、更なる人材確保に取り組むとともに県・市町・関係機関が緊密に連携した人材確保に取り組む必要がある。				➡ 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、広島県や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を推進する。	

scenario 2-6 自然災害と感染症等の同時発生

脆弱性の評価

✓ 予防接種の促進

施策分野	保	関係部門	福	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的な予防接種を促進する必要がある。				➡ 平時から高齢者・妊婦・子どもなどが必要な予防接種が受けられるよう、予防接種費用の一部助成や、啓発活動等を推進する。	

✓ 感染症等検査体制の強化

施策分野	保	関係部門	福	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 災害時の感染症拡大防止には、医療機関や民間機関等とも連携した十分な検査体制のもと、積極的疫学調査を可能とする環境を作り、感染者を広範かつ早期に発見する仕組みを構築する必要がある。				➡ 感染症発生時には広島県において検査体制が構築されることから、同県からの要請に応じて必要な協力が行えるよう、体制整備を推進する。	

✓ 遺体安置場所における感染防止対策

施策分野	行	関係部門	総 町 危	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 地震・津波・同時多発的な土砂災害などの発生により、広域に多数の死者が生じた場合、道路寸断等を考慮し、広島県と協力した各所単位での検視態勢を早期に確立する必要がある。 死者が強毒で感染力の高い感染症に感染していた可能性を考慮し、感染防止資機材を事前に確保しておく必要がある。				➡ 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、検視に必要な体制整備等について、広島県との連携を推進する。	

scenario 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

脆弱性の評価

✓ 避難所の環境改善や避難所外避難者への支援に係るガイドラインの見直し

施策分野	行 産 保	関係部門	危 財 福	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。 ➡ 感染症が流行している状況で、避難所を開設する場合には、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の換気や避難者のスペース確保など、感染症対策に万全を期すことが重要である。				➡ 公共施設の新設・改築の際には、防災機能の強化等を検討している。また、民間施設の活用も視野に入れ、避難施設の拡充を図る。 ➡ 避難所での感染症のまん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルの作成を推進する。また、避難所での感染症対策に必要な資機材等の備蓄を推進する。	

要配慮者に対する支援

施策分野	保 官	関係部門	福	分野別計画等	・府中町障害者計画 ・府中町高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
- 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することがないよう、福祉避難所の確保を図っていく必要がある。 - 高齢者や障害者等の災害時要配慮者の避難所における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必要がある。				- 当町では福祉避難所を8箇所指定しており、今後の防災体制に併せて施設の増強も検討する。 - 保健師等から構成される「広島県災害時公衆衛生チーム」の派遣により、避難所等における災害時要配慮者の支援を推進する。	

心のケアなどの支援体制の整備・強化

施策分野	保 行	関係部門	福 危	分野別計画等	・避難所運営マニュアル
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
- 大規模災害発生時に被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行う体制を整備・強化する必要がある。 - 被災者の状況把握や、広島県との円滑な連携を進めるための仕組みを整備する必要がある。避難生活者や被災者からの相談対応窓口や、発災後における健康管理面での留意情報などをあらかじめ明らかにしておく必要がある。各避難所において、自律的に避難所開設・運営が行える環境整備が必要である。 - 災害時において、被災者の孤立死や自殺の発生防止、早期の生活再建を支援するため、被災者に対する支援を一体的に提供する体制を構築する必要がある。				- 災害時に被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、「広島県災害時公衆衛生チーム」の受入れ及び連携を迅速に行うことができるよう、広島県との協力体制の強化を推進する。 - 避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めることができるよう、広島県との協力体制の強化を推進する。被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を推進する。円滑な避難所運営の下で避難者が安心して生活できるよう、避難所運営マニュアルの整備を推進する。 - 平成30年7月豪雨災害時に設置された「市町地域支え合いセンター」や、被災者への見守り活動など、広島県と連携したコミュニティづくりへの支援を実施する。	

ボランティア体制の構築

施策分野	保 リ 人	関係部門	福	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
- 社会福祉協議会では、平成30年7月豪雨災害を受けた災害ボランティア活動により、経験やノウハウが蓄積されているが、今後の災害に備えて、ノウハウ等を更に充実させる必要がある。被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整など、受入れ体制の構築が必要である。また、新興感染症等が拡大した場合は、全国からボランティアを募集することが難しいため、災害時において県内でのボランティアの確保が必要である。 - 自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取組の促進、並びに地域組織と市町社会福祉協議会等との協働の更なる強化が必要である。				- 迅速かつ円滑なボランティアの受付・調整など、受入れ体制の構築を推進する。 - 地域組織と社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる社会福祉協議会と広島県社会福祉協議会との緊密な連携を促進する。	

被災動物等への対応

施策分野	行	関係部門	福 町	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
災害発生時には放浪・逸走動物や負傷動物への対応が必要である。多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してることが予想されることから、動物受入れ体制を整備する必要がある。				避難所における家庭動物のための受入れスペースの確保や、適正飼育の指導等を実施できるように、災害時の被災動物等への対応体制の整備を推進する。	



03 必要不可欠な行政機能を確保する

scenario
3-1

町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

脆弱性の評価

✓ 訓練等における危機管理体制の維持・強化

施策分野	行	官	デ	関係部門	危	消	分野別計画等	・府中町地域防災計画 ・業務継続計画
府中町における脆弱性評価							推進すべき施策の方針	
➡ (再掲) 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平時からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。 ➡ 「業務継続計画(BCP)」及び「計画に基づくマニュアル」について、訓練等の実施により計画の実効性を高め、内容の充実を図る必要がある。非常電源は確保しているが、72時間稼働の確実な確保や揺れや浸水に備えた対策を実施する必要がある。							➡ (再掲) 当町の災害時の対応能力の向上を図るため、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施する。 (再掲) 災害対応・復旧活動のための資機材を整備するとともに、資機材使用訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対応能力の向上を推進する。 ➡ 大規模地震時の業務継続計画(BCP)を策定し、非常時に優先的に実施する業務等を定めるとともに、業務遂行に必要な庁舎の耐震化、執務環境の確保等の取組を推進する。災害対策本部が設置される庁舎の非常用電源の確保を推進する。	

✓ 広域応援体制の構築

施策分野	行	関係部門	危	総	分野別計画等	・府中町地域防災計画
府中町における脆弱性評価					推進すべき施策の方針	
➡ (再掲) 大規模災害発生時において行政間で迅速かつ的確に応急措置等の広域支援を実施するための取組について、広島県、近隣市町などによる広域支援に関する協定に定めた人的・物的支援に支障が生じないよう平時から点検に努めるとともに、情勢変化等に応じた協定内容の見直しを検討する必要がある。 ➡ 被災者の状況把握や、市町間の円滑な連携を進めるため、広島県からの派遣職員の受入れ体制を確保する必要がある。					➡ (再掲) 大規模災害発生時の人的・物的支援について、広島県、近隣市町などによる広域支援に関する協定の見直し・更新を実施する。 ➡ 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、広島県や他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みの整備を推進する。 更に、当町において人材が不足した場合に、広島県からの、医療職、技術職等の職員の受入れ体制の整備を推進する。	

✓ 庁舎建物の適正管理

施策分野	行	住	保	関係部門	総	分野別計画等	・業務継続計画
府中町における脆弱性評価						推進すべき施策の方針	
➡ 庁舎の耐震性は確保されていることから、大規模災害時にも執務空間を確保するため、棚の固定、照明器具へのカバーなど設備に対する耐震対策を図る必要がある。						➡ 執務空間を確保するための室内耐震対策を推進する。	

✓ 大規模災害時に迅速・的確に対応できる防災人材の育成

施策分野	行	人	リ	関係部門	危	消	総	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価								推進すべき施策の方針	
➡ 大規模災害時には、警察・消防等も被災し、救助・救急活動が不足することは過去の例からも想定されるため、防災人材の育成に取り組む必要がある。								➡ 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や、防災士の養成、自主防災組織のリーダーの研修に努める。	



04 経済活動を機能不全に陥らせない

scenario
4-1

サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

脆弱性の評価

✓ 陸上交通網の確保

施策分野	住産交 土保老	関係部門	建危	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 大規模自然災害発生後において、物資等の輸送の滞りにより経済活動の支障となる懸念がある。				➡ (再掲) 災害に強い道路ネットワークの構築のため、広島県と連携し、緊急輸送道路ネットワークの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。	
➡ 陸上輸送が機能しない場合の検討が必要である。				➡ 関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、体制整備を推進する。	

scenario
4-2

有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

脆弱性の評価

✓ 有害物質流出対策

施策分野	環	関係部門	町	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。				➡ 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領(水質汚染事故、大気汚染事故)により、速やかに関係機関で情報を共有する体制の構築を推進する。	
				災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、広島県・関係機関・近隣市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無について把握する。	

scenario
4-3

食料等の安定供給の停滞に伴う、町民の生活・社会経済活動への甚大な影響

脆弱性の評価

✓ 民間事業者等との応援協定の締結

施策分野	行 交 官	関係部門	危 町 福	分野別計画等	・府中町地域防災計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
→ (再掲) 災害発生時には、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間事業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。				→ (再掲) 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、関係団体等と締結している物資の調達等に関する協定に基づき、生活関連商品等の安定確保を推進する。 (再掲) 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について働きかけを推進する。	

scenario
4-4

農地・森林等の被害による土地の荒廃

脆弱性の評価

✓ 森林等保全活動の推進

施策分野	土 保 環 土 利	関係部門	建 町	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
→ 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生や農地・森林等の被害による町土の荒廃が懸念される。				→ 森林の有する公益的機能が適切に発揮されるよう森林整備を実施する。特に、平成30年7月豪雨で被害が大きかった箇所を優先して、引き続き森林整備を実施する。	

05 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

scenario 5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により災害情報が収集・伝達できない事態
-----------------	---

脆弱性の評価

自主防災組織による避難の呼びかけ体制の実効性向上

施策分野	行	リ	関係部門	危	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価					推進すべき施策の方針	
➡ (再掲) 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」の不足が過去の例からも想定されることから、地域防災力の充実強化に向けた、自主防災組織の組織体制の強化と活動の活性化に取り組む必要がある。 ➡ (再掲) 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。 (再掲) 自主防災組織が大規模災害時に組織的に活動を行うためには、平時から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制づくりが必要である。					➡ (再掲) 自主防災組織については、町は、具体的な実施計画を作成し、リーダー養成のための講習会等の開催、情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導を実施する。 ➡ (再掲) また、「防災リーダー養成講座」を実施するなど、自主防災組織の組織体制の強化と活動の活性化を実施する。	

通信事業者との連携強化

施策分野	行	情	デ	関係部門	危	総	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価							推進すべき施策の方針	
➡ あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備する必要がある。							➡ 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、広島県、地方機関、近隣市町等との情報の伝達手段を確保するため、総合行政通信の適切な運営管理を推進する。	

防災行政無線の運営管理

施策分野	行	情	デ	関係部門	危	総	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価							推進すべき施策の方針	
➡ 町からの災害情報を、迅速に、分かりやすく、町民へ伝えるために多種多様な伝達手段を検討する必要がある。 ➡ (再掲) あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備する必要がある。							➡ 「防災・安全安心情報メールサービス」等、町内放送のほかに防災情報や緊急情報を伝達するサービスを実施する。 ➡ 広島県が管理している防災情報システム等を活用し、迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段の確保を推進する。	



✓ 庁舎の非常用電源の確保

施策分野	行 産	関係部門	総 危 財	分野別計画等	・業務継続計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 大規模自然災害時に執務体制を維持するため、電力を確保する必要がある。				➡ 大規模災害発生時に執務体制を維持するための電力を確保するため、非常用電源の定期点検と燃料確保に努める。	
➡ (再掲) 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。				➡ (再掲) 公共施設の新設・改築の際には、防災機能の強化等を検討している。また、民間施設の活用も視野に入れ、避難施設の拡充を図る。	

scenario 5-2

電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給関連施設の長期間にわたる機能の停止

脆弱性の評価

✓ ライフライン事業者との連携強化

施策分野	行 情	関係部門	危 総	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 災害時の倒木や土砂崩れ等によるライフライン施設の被害を早期に復旧させる必要がある。				➡ ライフライン施設の迅速な復旧により、町民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制の構築を推進する。	

✓ 再生可能エネルギーの導入推進

施策分野	行 産	関係部門	危 財	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ (再掲) 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。				➡ (再掲) 公共施設の新設・改築の際には、防災機能の強化等を検討している。また、民間施設の活用も視野に入れ、避難施設の拡充を図る。	



scenario

5-3

下水道施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価

✓ 下水道施設の防災・減災対策

施策分野	住	関係部門	町	分野別計画等	・下水道ストックマネジメント計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡（再掲）内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達する必要がある。				➡（再掲）内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図及び内水ハザードマップの作成を推進する。	

✓ 浄化槽対策

施策分野	環	関係部門	町	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧が速やかに行われるよう体制を整備する必要がある。				➡ 浄化槽台帳の整理、災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧対策などを実施する。	

scenario
5-4

基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価

❖ 災害に強いインフラ整備

施策分野	住 土保	交 り	関係部門	建 町 危	分野別計画等	・府中町都市計画マスタープラン ・府中町地域防災計画 ・府中町立地適正化計画(防災指針)
府中町における脆弱性評価					推進すべき施策の方針	
➡ (再掲) 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。					➡ (再掲) 災害に強い道路ネットワークの構築のため、広島県と連携し、緊急輸送道路ネットワークの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。 (再掲) 大規模災害発生時には、緊急輸送道路ネットワークの確保等、各道路管理者と連携しながら対応を推進する。 (再掲) 町内の幹線道路について、都市計画道路の整備や歩道改良など、災害時に町内外への人・物資の移動が円滑に行える道路ネットワークの構築を推進する。	
➡ (再掲) 大規模災害(地震、竜巻、台風等)が起きた際に、電柱等の倒壊により、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性がある。					➡ (再掲) 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用した無電柱化等の対策を推進する。	
➡ (再掲) 当町は多数の土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大な費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。					➡ (再掲) 土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境の整備を推進する。	
➡ (再掲) 大規模な洪水や台風に伴う高潮による浸水被害の軽減に向けて河川整備を推進しているものの、家屋等が浸水する恐れがある。					➡ (再掲) 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策として、優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、広島県に対し河川改修等の早期実施を要望する。	
➡ (再掲) 当町における高潮及び津波による浸水リスクは、河川遡上によって生じることから、河川における浸水対策が必要である。					➡ (再掲) 当町では河川遡上による津波・高潮浸水が予測されることから、県との連携を図りながら河川護岸整備を推進している。また、「総合防災マップ」を作成し、浸水想定区域内の住民への危険の周知を推進する。	
➡ (再掲) 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波による死者数が37名予測されていることから、河川護岸の耐震対策が必要である。					➡ (再掲) 決壊・越水が想定される河川堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、広島県に対し河川改修等の早期実施を要望する。	

❖ 交通関係者連携による地域交通の確保

施策分野	交	関係部門	危 総	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、被災者及び災害対策要員の輸送のみならず、町民の日常生活や経済活動を復旧させるため、通勤・通学等の移動手段を確保する必要がある。				➡ 広域かつ長期に影響が及ぶ災害において、町民が日常生活や経済活動を行うための移動手段を確保できるよう、広島県や近隣市町と連携した移動手段の確保を検討する。	

❖ 既存公共土木施設等の総合的な安全対策

施策分野	交	関係部門	建	分野別計画等	・府中町都市計画マスタープラン
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ (再掲) 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。				➡ (再掲) 町内の幹線道路について、都市計画道路の整備や歩道改良など、災害時に町内外への人・物資の移動が円滑に行える道路ネットワークの構築を推進する。	

06 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

scenario
6-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

✓ 災害廃棄物処理計画に基づく対応

施策分野	環	関係部門	町	分野別計画等	・府中町災害廃棄物処理計画
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が速やかに行えるよう、広島県や関係団体等と連携する必要がある。				➡ 初動マニュアルや平時からの訓練を通じて、災害時における災害廃棄物処理の体制の整備を図る。	
➡ 平成30年3月に策定した「府中町災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、広島県や関係団体等との災害時における連携体制を強化する必要がある。				➡ 平成30年7月豪雨に伴い発生した災害廃棄物処理の経験を踏まえ、災害廃棄物の処理をさらに迅速かつ適正に進めるため、適宜「府中町災害廃棄物処理計画」等の必要な見直しを行うとともに、広島県や関係団体との協力体制の構築を推進する。	

scenario
6-2

災害対応・復旧・復興を支える人材等の不足や、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れたり、復興できなくなる事態

脆弱性の評価

✓ 建設業の担い手の確保

施策分野	産人官	関係部門	建町	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 建設業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧など、地域の安全・安心を担っているが、町内の建設業就業者数は年々減少傾向にあり、年齢構成では若年層の割合が低く、高齢化が進行している。今後も地域の持続的な発展と安全・安心を確保するためには、建設業の担い手の中・長期的な育成・確保に取り組む必要がある。				➡ 広島県と連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設業の担い手の中・長期的な育成・確保を促進する。	

scenario
6-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

✓ 災害時の文化財保護への指導

施策分野	住	関係部門	総 財	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 文化財について、災害時の避難や救出体制の想定や、耐震診断・耐震補強等の実施を促進する必要がある。				➡ 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案できるよう広島県との連携を図る。	

✓ 自主防災組織による避難の呼びかけ体制の実効性向上

施策分野	行	リ	人	関係部門	危	分野別計画等	・府中町地域防災計画
府中町における脆弱性評価						推進すべき施策の方針	
➡ (再掲) 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」の不足が過去の例からも想定されることから、地域防災力の充実強化に向けた、自主防災組織の組織体制の強化と活動の活性化に取り組む必要がある。						➡ (再掲) 自主防災組織については、町は、具体的な実施計画を作成し、リーダー養成のための講習会等の開催、情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導を実施する。	
(再掲) 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。						(再掲) また、「防災リーダー養成講座」を実施するなど、自主防災組織の組織体制の強化と活動の活性化を実施する。	
(再掲) 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動を行うためには、平時から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制づくりが必要である。							

scenario
6-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

✓ 迅速な事業用地の確保に向けた事務手続の推進

施策分野	住	関係部門	建	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価				推進すべき施策の方針	
➡ 所有者不明の土地や多数共有地（相続人多数）が存在する場合、土地所有者の特定、取得に時間を要する。				➡ 事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事務を推進する。	

✓ 被災者の住宅確保に向けた関係者間の連携強化

施策分野	住	関係部門	建	危	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価					推進すべき施策の方針	
➡ 大規模災害時に建物の倒壊等により住居を喪失する被災者が多数発生した場合、応急的な居住場所を早期に確保する必要がある。					➡ 仮設住宅の建設時に必要な公有地の把握や、速やかな建設・受入れが可能となるよう、広島県との連携強化を図る。	

scenario
6-5

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

脆弱性の評価

✓ 正確な情報提供体制の整備

施策分野	リ	関係部門	危	総	分野別計画等	—
府中町における脆弱性評価					推進すべき施策の方針	
➡ 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する必要がある。					➡ 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、広島県と連携し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制づくりを推進する。	

(2) 強靱化に対する指標

強靱化の進捗管理を行うための各リスクシナリオに応じた評価指標は、第5次総合計画に掲げられている施策から抽出した。

01 あらゆる自然災害に対し、 直接死を最大限防ぐ

施策項目	指標	目標値 (現状値)
住宅・建築物等の耐震化	土地区画整理事業画地整備率	86% (78%)
既存公共施設等の総合的な安全対策	公共施設の改修箇所数	27箇所/5年
	修繕を行った道路延長	5,000m/5年
	修繕を行った橋梁数	3橋/5年
	生活基盤施設の改修箇所数	25箇所/5年
	各種広報活動の実施回数	600回/5年
地域防災を担う人材の育成及び技術力の向上	各種広報活動の実施回数	600回/5年
	防災士と連携して実施する活動回数	25回/5年
家具固定の促進	防災講座等の実施回数	175回/5年
道路・公園等の都市施設整備による市街地での防災機能の確保	拡幅整備を行った町道の延長	1,230m/5年
	新設・大規模改修した公園・広場の箇所数	2箇所/5年
津波・浸水、高潮対策施設の整備	雨水幹線改築延長	1,770m (950m)
	浸水被害対象家屋数	0戸を維持 (0戸)
下水道施設の防災・減災対策	雨水幹線改築延長	1,770m (950m)
その他	災害対策を実施した箇所数	8箇所/5年
	町営住宅再整備事業進捗率	100%/事業費ベース

02 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

施策項目	指標	目標値 (現状値)
非常用物資の備蓄の推進	備蓄品の計画数量に対する充足率	90.9%/5年
	防災士と連携して実施する活動回数	25回/5年
	防災講座等の実施回数	175回/5年
緊急輸送網の確保	拡幅整備を行った町道の延長	1,230m/5年
消防体制の充実・強化	通信体制強化事業進捗率	100%/事業費ベース
	消防救急デジタル無線の更新	R9設計、R11更新
	消防自動車等購入事業更新車両等台数	3台/5年
	消防隊員の訓練回数	250回/5年
事業所等の活用による災害時帰宅支援	防災講座等の実施回数	175回/5年
避難所の環境改善や避難所外避難者への支援に係るガイドラインの見直し	学校施設・社会教育施設の整備件数	9件/5年

03 必要不可欠な行政機能を確保する

施策項目	指標	目標値 (現状値)
訓練等における危機管理体制の維持・強化	防災士と連携して実施する活動回数	25回/5年
	防災講座等の実施回数	175回/5年
	消防隊員の訓練回数	250回/5年
庁舎建物の適正管理	公共施設維持保全事業進捗率	100%/改修箇所数ベース
大規模災害時に迅速・的確に対応できる防災人材の育成	防災士と連携して実施する活動回数	25回/5年
	防災講座等の実施回数	175回/5年

04 経済活動を機能不全に陥らせない

施策項目	指標	目標値 (現状値)
陸上交通網の確保	拡幅整備を行った町道の延長	1,230m/5年
民間事業者等との応援協定の締結	備蓄品の計画数量に対する充足率	90.9%/5年
森林等保全活動の推進	環境ボランティアの団体数	25団体 (20団体)
	府中の森づくり事業森林整備面積	62.0ha (27.0ha)
	林道施設改良性事業整備進捗率	100%/事業費ベース

05 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

施策項目	指標	目標値 (現状値)
自主防災組織による避難の呼びかけ体制の実効性向上	防災士と連携して実施する活動回数	25回/5年
	防災講座等の実施回数	175回/5年
下水道施設の防災・減災対策	雨水幹線改築延長	1,770m (950m)
災害に強いインフラ整備	拡幅整備を行った町道の延長	1,230m/5年
	浸水被害対象家屋数	0戸を維持 (0戸)
交通関係者連携による地域交通の確保	交通結節点におけるつばきバス乗降者数	62,000人 (50,000人)
既存公共土木施設等の総合的な安全対策	拡幅整備を行った町道の延長	1,230m/5年

06 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

施策項目	指標	目標値 (現状値)
災害廃棄物処理計画に基づく対応	一人一日あたりのごみの排出量	716g (736g)
災害時の文化財保護への指導	歴史・文化財に関する啓発活動回数	33回 (23回)
自主防災組織による避難の呼びかけ体制の実効性向上	防災士と連携して実施する活動回数	25回/5年
	防災講座等の実施回数	175回/5年
正確な情報提供体制の整備	SNSの合計登録者数	13,600人 (11,224人)

4-2

重点化する施策

(1) 重点化の考え方

大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性等を考慮したうえで、施策の重点化を図ることが必要である。国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針においては、「**地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要**」とされている。

当町では、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.0、当町での最大震度6弱）または、府中町直下型地震（マグニチュード6.9、最大震度6強）が発生した場合、これまでに経験したことがないような広範囲にわたる甚大な被害が想定されている。また、当町には土砂災害警戒区域等が多数あり、地震による揺れや豪雨時において広範囲な土砂災害に伴う被害の発生も予測される。

以上のことから、本計画では、国の基本計画や広島県強靱化地域計画を踏まえ、回避を優先する事態を「**人命保護に直接関わる事態**」、「**行政機能の大幅な低下につながる事態**」とし、これに関する施策を重点化の対象とする。また、令和7年度までの施策の進捗状況を踏まえ、「**著しく進捗が遅れている事業**」についても重点化の対象とする。

(2) 重点化施策

重点化に対する考え方を踏まえ、リスクシナリオのうち、表4-2.1に示す10項目を重点化の対象とし、重点化したリスクシナリオを回避するために必要な施策を推進していく。

表4-2.1 重点化施策一覧

01	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
1-1	地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域的な洪水などに伴う、長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
02	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
03	必要不可欠な行政機能を確保する
3-1	町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
05	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により災害情報が収集・伝達できない事態

第5章

計画の推進

5-1

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、第4章で施策ごとに整理した関係部門を中心に、全庁横断的な体制の下で推進していく。加えて、広島県や関係機関とも相互調整を図り推進していくものとする。

5-2

計画の推進と進捗管理

本計画の推進及び進捗管理にあたっては、施策ごとの進捗状況や指標の達成率、社会状況の変化を踏まえ、施策の実施計画の立案（計画：Plan）、計画の実施（実行：Do）、進捗状況把握及び効果の評価（評価：Check）、評価結果による計画の見直し（改善：Act）に基づき、着実に推進していくことが重要である。

したがって、毎年度、施策ごとの取組内容及び指標の現状を把握し、今後の効果的な推進につなげるものとする。



図5-2.1 PDCAサイクルに基づく計画の運用

5-3

計画の見直し

本計画は、今後の社会情勢の変化、災害の発生状況、国及び広島県の強靱化施策の取組状況、当町の総合計画の見直しなどを考慮し、必要に応じて見直しを行う。

また、本計画は、各種部門計画における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けていることから、地域防災計画をはじめとする、各種部門計画の見直し時には、本計画との整合性を図るものとする。



か行

◎河川護岸(P17)

河川の流れによって発生する浸食から、河岸を保護するために設ける構造物。

◎緊急輸送道路(P24)

阪神・淡路大震災を教訓とし、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施することを目的として、各都道府県において策定された「緊急輸送道路ネットワーク計画」のなかで設定された路線で、役割に応じ、1次から3次までが設定されている。

◎減災(P1)

災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こりうる被害を最低限にとどめ短期化しようとする防災の取組。

◎公益的機能(森林の多面的機能)(P38)

生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など、人々の暮らしに有益な影響を及ぼす森林の機能。

◎国土強靱化(P1)

「国土強靱化基本計画」における国土強靱化とは、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのこと。

◎個別避難計画(P27)

避難行動要支援者ごとに、災害発生時に避難支援をする者、避難方法、避難経路、避難場所、避難支援を行う上での留意点等を事前に定めたもの。

さ行

◎サプライチェーン(P21)

原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れ。

◎山地災害危険地区(P29)

山地に起因する土砂災害(山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出)により、公共施設又は人家等に直接被害を与えるおそれのある地区。

◎自主防災組織(P17)

地域住民が自主的に連携して、平時には防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、避難誘導、避難所への給水給食活動などの防災活動を行う組織。

◎消防団(P17)

消防署と共に火災や災害への対応、防災啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織。

◎浸水時緊急退避協力施設(P26)

洪水などの際に、町が開設する避難場所などへの避難の途中で浸水危険にさらされた場合に、町民等が緊急一時的に退避するための施設。浸水が予想される地域を中心に、所有者などの協力が得られた施設を指定している。

◎総合行政通信(P39)

県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市町・消防庁舎とを衛星系回線で結ぶ通信網。行政の各分野で多角的に活用できる総合ネットワークとして整備されている。

用語解説

た行

◎大規模盛土造成地(P29)

谷や沢を埋めた盛土造成地のうち、盛土の面積が3,000㎡以上のもの又は傾斜地盤上に盛土した造成地のうち、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上、かつ盛土の高さが5m以上のもの。

◎耐震化率(P24)

すべての建築物のうち、大地震に対し新耐震基準(昭和56年6月1日以降の耐震基準)と同程度の耐震性能を持つ建築物の割合。

◎多重型道路ネットワーク(P25)

大規模災害等により道路が寸断された場合でも社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう代替経路の確保を目的とした道路ネットワーク。

◎土砂災害警戒区域(P7)

土砂災害防止法に基づき、都道府県が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査(基礎調査)して、都道府県知事が市町村長の意見を聞いたうえで指定する、土砂災害のおそれがある区域。指定されると、市町村は地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされている。

は行

◎ハザードマップ(P26)

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図。土砂災害や浸水の危険区域、災害時の避難場所、避難経路などを記載する。

◎BCP(P36)

BCP(Business Continuity Plan)は、企業においては事業継続計画、行政組織においては業務継続計画と呼ばれる。これは、組織が自然災害などの緊急事態の発生により、組織自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能とするため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。

◎被災建築物応急危険度判定(P17)

地震発生直後の応急対策の一環として、被災建築物に対して応急危険度の判定を行う者。県知事が実施する講習会を修了し、認定されることで、判定士として登録される。

は行(つづき)

◎避難行動要支援者(P17)

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

◎広島県災害時公衆衛生チーム(P35)

県内外の災害発生時に、被災者に対して、迅速かつ適切な公衆衛生の支援を行うためのチーム。現地ニーズ調査等を行う「調査班」、必要な医療を提供する「医療班」、心のケアや衛生管理等を担う「保健衛生班」から成り、被災者の多様で長期にわたる医療・健康ニーズに幅広く対応する。

◎防災・安全安心情報メールサービス(P39)

防災情報や緊急情報など防災無線放送(町内放送)の内容や、防災気象情報、防犯情報などを携帯電話やパソコンなどにメールで配信するサービス。

◎防災拠点(P24)

地震等による大規模な災害が発生した場合に、被災地において、救援、救護等の災害応急復旧活動の拠点となる施設。

◎防災情報システム(P39)

気象情報や災害発生時の被害情報を防災関係機関と共有化し、応急対策に活用するためのシステムで、県民にも被害防止や軽減のための情報をホームページで提供している。

や行

◎要配慮者(P27)

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。

ら行

◎ライフサイクルコスト(P24)

公共土木施設において、調査、計画から設計、建設、運用、維持管理、更新、廃棄までの一連の過程を生涯と捉えてライフサイクルと呼び、この期間で必要なすべての費用をライフサイクルコスト(LCC)という。一般には、LCC=初期建設費用(イニシャルコスト)+維持管理・更新(廃棄)費用(ランニングコスト)で表される。

◎リスクコミュニケーション(P22)

あるリスクについて、関係する当事者全員が情報を共有し、意見や情報の交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ること。

◎老朽空き家(P24)

不適正管理空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家。